

建設水道委員会記録

○開催日時

平成26年9月12日 午前9時59分～午後2時23分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（6人）

委員長 福田 俊一郎
副委員長 小田原 勇次郎
委員 上野 一 誠

委員 橋口 博文
委員 大田黒 博
委員 持原 秀行

○説明のための出席者

建設部長 泊 正 人
建設政策課長 須田 徳 二
建設維持課長 永田 一 朗
建設整備課長 四元 新 一
都市計画課長 山村 昭一郎
区画整理課長 川 畑 稔
入来区画整理推進室長 堀ノ内 美 年
建築住宅課長 今井 裕 介

用地課長 植村 豊
水道局長 落合 正 浩
水道管理課長 元石 功 一
上水道課長 福山 清 和
下水道課長 徳重 勝 美
財政課長代理 横山 満

○事務局職員

事務局長 田上 正 洋
主幹兼議事グループ長 瀬戸口 健 一

議事グループ員 柳 裕 子

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第 8 6 号 平成 2 6 年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算 議案第 8 7 号 平成 2 6 年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算 議案第 9 3 号 平成 2 6 年度薩摩川内市水道事業会計補正予算 議案第 8 5 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	水 道 管 理 課 上 水 道 課
議案第 8 8 号 平成 2 6 年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算 議案第 8 5 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	下 水 道 課
議案第 8 5 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建 設 政 策 課
議案第 8 3 号 薩摩川内市普通公園条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 8 5 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建 設 整 備 課
議案第 8 5 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建 設 維 持 課
議案第 8 4 号 都市計画区域の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 議案第 8 5 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	都 市 計 画 課
議案第 8 9 号 平成 2 6 年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算 議案第 8 5 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	区 画 整 理 課
議案第 9 0 号 平成 2 6 年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算 議案第 8 5 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	入来区画整理推進室
議案第 8 5 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建 築 住 宅 課
議案第 8 5 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	用 地 課

△開 会

○委員長（福田俊一郎）ただいまから建設水道委員会を開会いたします。本日の委員会はお手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ありませんので、お手元も配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可いたします。

△水道管理課・上水道課の審査

○委員長（福田俊一郎）それでは、水道管理課、上水道課の審査に入ります。

よろしくお願いいたします。

△議案第86号 平成26年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）では、まず議案第86号平成26年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○上水道課長（福山清和）おはようございます。それでは、薩摩川内市各会計予算書、予算に関する説明書（第3回補正）の61ページをお開きください。

議案第86号平成26年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

提案理由及び次のページの補正予算の定めにつきましては、さきの本会議で御説明いたしましたので割愛させていただき、補正予算の内容について、歳出から説明いたしますので、69ページをお開きください。

3、歳出。1款1項1目一般管理費2,160万5,000円の増額補正は、説明欄のとおり職員の異動等による給料、共済費の減額のほか、職員手当等と配水管整備事業の工事請負費を増額しております。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、戻っていただき予算に関する説明書の

67ページをお開きください。

2、歳入。6款1項1目他会計繰入金103万6,000円の増額は、一般会計繰入金による財源調整であります。

次の68ページ、7款1項1目繰越金2,056万9,000円は説明欄のとおり純繰越金であります。なお、平成26年度第3回補正予算の概要の2ページにも記載しておりますが、お手元に配付してあります水道局の平成26年度9月議会建設水道委員会資料により御説明いたしますので、1ページをお開きください。

よろしいでしょうか。図面の左上がチップ船やコンテナ船、タンカー等が寄港する川内港であります。黄色の印が川内火力発電所、中央の下が高速船甌島の浮き桟橋等があるターミナルの位置であります。

簡易水道配水管整備事業として今回工事を行う予定箇所は、図面の中央下に赤の実線で記載した市道京泊港線で、高速船甌島の発着ターミナル付近から火力発電所の方向へつながる延長450メートルの区間であります。久見崎寄田簡易水道の港地区につきましては、昭和53年度に塩化ビニール配水管を布設してから36年たち、近年は漏水事故が発生しております。

この区間は、久見崎配水池から河口大橋を経由して港地内給水する幹線配水管であるため、この区間の漏水修理に伴って船舶給水や火力発電所などの重要施設を含む地域に断水を引き起こすおそれがあり、これまでその対応に大変苦慮しております。そこで、今回の補正により老朽化した塩化ビニール管から铸铁管への布設替えが未施工の区間、この赤い部分になりますけれども、ここを耐震性も期待できる口径150ミリのダクタイル铸铁管に整備して安全安心で安定した給水を行おうとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま課長のほうから説明の中で指で指しながら説明をされておったんですが、ちょっともう一回課長、説明をお願いします。

○上水道課長（福山清和）ちょっと見にくいかもしれませんが、これが川内川。これが導流堤、川内港になります。川内港のこの部分にチップ船

とか、コンテナ船とか入ってくる船着場があるわけですが、ここに船が着ますと船舶給水をする必要があります。またチップヤードのところにはほこりやら防止するために散水をしております。それから火力発電所がございますが、火力発電所は今ちょっと休みをしているところありますけれども、ボイラーの給水用の水が必要になります。

そのために今、久見崎の原子力発電所のちょうど上っていくところにコンクリートのPCタンクがあるんですが、あそこから河口大橋ずっと通って、船間島を通過して、この高速船のターミナルのほうに来て、ぐるっと漁協の回りを通してここに書いてありますけれども、十文字の左側に港中継ポンプ場というのがございます。

これは、今中継ポンプ場となっておりますが、昔は水源地だったんですけども、塩水の関係で使えなくなって寄田から水を今現在は持ってきております。この中継ポンプ場からこの赤い線があります工事間の右上にキリスト教の教会があったというところになるんですけど、港の配水池というのがあります。この中継ポンプ場から今度は港の配水池に送水をしてこの地域に配っているわけですが、現在、前後のほうの排水の幹線についてはダクタイルの150の鋳鉄管に切りかえてきておりますけれども。この人家がたくさんあるところについてはなかなかできずに今回ここで走るとどうしようもないということで、今まで残っているところのこの部分に200ミリから150ミリに落として配水管を設置しようと、整備しようということで今回計画しております。

以上です。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

それでは、番外はおりませんので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第87号 平成26年度薩摩川内市
温泉給湯事業特別会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第87号平成26年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○上水道課長（福山清和）議案第87号平成26年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算について御説明いたします。

提案理由等につきましては、先ほどと同じように割愛させていただき、補正予算の内容について歳出から説明いたしますので、79ページをお開きください。

3、歳出。1款1項1目一般管理費21万4,000円の減額補正は説明欄のとおり職員の異動等による給料、職員手当等、共済費の減額であります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、戻っていただき、予算に関する説明書の78ページをお開きください。

2、歳入。3款1項1目一般会計繰入金21万4,000円の減額は、支出減に伴う繰入金の財源調整であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決

定いたしました。

△議案第93号 平成26年度薩摩川内市
水道事業会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第93号平成26年度薩摩川内市水道事業会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一）おはようございます。水道管理課でございます。議案第93号薩摩川内市水道事業会計補正予算について御説明をいたします。別冊となっております。水道事業会計予算に関する説明書第1回補正の11ページをお開きください。

補正予算の内容について御説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出について、収入で1款水道事業収益、1項3目その他営業収益の工事負担金2,570万円増額するもので、これにつきましては国交省が実施する大小路地区の引提工事に伴う補償工事2件分でございます。

次に、支出につきまして1款水道事業費用、1項1目原水及び浄水費において、蓄電池の購入、2目配水及び給水費において、これもまた国交省が実施する大小路地区引提工事に伴う配水管の撤去工事分2件分、2,793万円の工事請負費の増額。また、2項営業外費用、1目48節企業債利息91万6,000円の減額、3目53節その他雑支出777万1,000円の増額は、備考欄のとおり控除対象外消費税、4目54節消費税及び地方消費税273万3,000円の減額は今回の補正による減額でございます。

次に、12ページになります。資本的収入及び支出のうち、収入につきまして1款資本的収入、3項1目1節工事負担金2,880万円の増額は、同じく国交省が実施する大小路地区引提工事に伴う配水管布設替え工事の負担金2件分でございます。

次に、支出につきまして1款資本的支出、1項1目改良費で委託料を1,800万円の減額、工事請負費において同じく国交省が実施する大小路地区引提工事に伴う補償工事に2件分と単独分2件、合計1億2,937万円を増額するものでございます。

工事の詳細につきましては、後ほど上水道課長

が説明をいたします。

最後に2項1目企業債償還金10万8,000円増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○上水道課長（福山清和）それでは、引き続き工事について御説明させていただきます。

川内川引提工事に伴う配水管の布設替え工事の内容につきましては、この2ページをお開きいただきたいと思います。

図面の左上を南北に縦断している道路が国道3号線、小さくてちょっと見えないかもしれませんが、国道3号線が左側の太平橋のこのラインでございます。そして、中央部分を南北に縦断しているのが肥薩おれんじ鉄道とJR新幹線でございます。その東側の右側のほうになりますが、道路は市道隈之城高城線と天大橋になります。

緑色の場所がございますが、これは川内川の堤防が引提で移設する区間、現在の堤防をこの位置につくりなおして最終的に安定してから現在の堤防を取り壊す。そして川の断面を広くするという形で、今までされている上流川と同じような形で工事がされるわけです。

その中で今回、緑の場所の引提の区間の中で、平成26年度の当初予算で示してありますのは青色で表記してあります大小路23号線、ここにつきましては撤去をする関係で取りつけの新しい管を移設しないと今度の水は向田それから五代方面、宮里いろんなどろにっている幹線でございますので、この幹線をする形で当初予算で認めていただいたところでございます。

それと、右上の天大橋の取りつけの部分もアンダーパスになりますので、ちょうど今駅裏の、駅から平佐のほうにいくところに新しくできましたけれども、ああいう形でアンダーパスになる関係で、当初予算の段階でわかっていましたので予算化したところでございます。

今回、新たに追加という形で急遽補正予算をさせていただきますけれども、この部分についてはまず国の工事の関係が地権者の同意とかいうのがなかなかとれるところととれないところがありまして、撤去された家なんかも多いんですが。一遍に工事ができないということで、予算の関係であっちをしたこっちをしたりということで、要望が

変わってきました、そのために水道管を先に撤去したり新設しないとできないということで要望がございまして、急遽9月補正に入れる形で御相談させていただいています。

具体的な内容について御説明させていただきます。

まず、今回の引提工事の関係ですけれども、まず既設管を早目に撤去する必要があるということと、人家への供給ができるように新設される代替道路に配水管を布設する必要があるということです。

収益的支出の工事請負費の内訳は、口径300ミリの铸铁管526メートル、この黒いところになりますけれども、黒い線のところ、これが撤去する必要があるということです。それと、塩化ビニール口径の75ミリから20ミリまでの配水管、この右側に書いてありますが、1,814メートルを新設または撤去しないとそこに住んでいる人が、水が来なくなるということで、そういう計画をしております。

また、支出的工事請負費の内訳、これはつけかえ道路に新設する口径50ミリの配水管ですが、その配水管につきましては、耐震性のある耐衝撃性塩化ビニール管、ちょっと紺色の色をしているんですけれども、そういう管の中で地震によって動いてつもいようにH IのRRロングっていう、首の長い、受け口の長いタイプですけれども、そういうのを335メートル整備するものであります。

川内川引提工事を順調に進めるためには水道局が道路内や宅地内に布設された水道管の撤去工事を先に行わないと引提工事に支障を及ぼすため、進捗に影響しないよう国の計画調整にあわせて、先ほども申し上げましたが、急遽9月補正で追加計上したものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一）それでは、議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、水道管理課分について御説明いたします。34ページをお開きください。4款3項1目水道費82万2,000円増額するものでございます。備考欄のとおり、今回の補正により簡易水道事業特別会計及び温泉給湯事業特別会計への繰出金を補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

ここで議案第85号一般会計補正予算の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○水道管理課長（元石功一）それでは所管事務調査の報告についていたします。

8月27日の議員全員協議会の中で、財産活用推進課から旧消防庁舎の利活用について水道局庁舎として検討しているということが報告されましたが、水道局移転の経緯について説明をさせてい

たきます。

水道局では、平成28年4月から本土地域を全て、水道事業に事業統合することで、事業を進めておりますが、事業統合にあわせ新たなサービスを展開したというふうに考えております。具体的には窓口業務、それから電話による水道の開閉栓業務、それから収納業務、滞納整理業務そういった業務を全て民間へ業務委託したいというふうに考えております。

この委託した業務について、仮称ではございますがお客さまセンターを開設し、開設する場所として地理的、交通の便等から旧消防局庁舎が最適な場所と考えているところでございます。また、お客様センターでは水道だけでなく、下水道の業務についても取り扱うこととし、窓口業務のワンストップ化が図られ、サービス向上につながるというふうに考えております。

二つ目が、水道倉庫の問題でございます。現在、東郷と向田、消防の南部分署があるその裏にございますが、2カ所で資機材の管理をしておりますが、緊急時あるいは漏水修理等に現場に資機材を運搬しておりますが、東郷の倉庫になかった場合は、向田の倉庫まで走らないといけない。そういうこと等により時間的ロスが非常に発生しております。資機材を一つの倉庫に集約することで、そういった時間的ロスが解消されるんじゃないかというふうに考えております。旧消防局庁舎は倉庫としてのスペースも十分にあり、緊急時のスピードアップにつながるというふうに考えております。

また、三つ目に公用車の問題でございます。現在、水道局所有の公用車が20数台ありますが、ほとんどが青空駐車でございます。霜が強い日はフロントガラスが凍り、夜中早朝はお湯で霜を取り現場に急行しているといった状況でございます。公用車の保管からも車庫が必要と考えておりまして、旧消防局庁舎には車庫が完備されておりますので、霜の強い日あるいは公用車の保管の点からも最適な場所だというふうに考えております。

以上のことから、総合的に判断をしまして消防局庁舎に移転するというところでございます。

以上でございます。

○上水道課長（福山清和） それでは、上水道課からの所管事務調査を御報告させていただきます。

（仮称）入来公衆浴場に関連する入札の執行状況をまず御報告いたします。

主要事項、処理経過報告書で報告済みではございますが、公衆浴場を新築工事の建築本体は、株式会社植村組で平成26年8月5日から1億4,364万円で契約しております。工期は8月6日から来年の2月27日までとなっております。

給排水衛生設備の工事は5,010万3,901円で株式会社薩摩水道が、電気設備の工事は1,999万4,000円で有限会社江畑電気が、空調設備の工事は808万円で株式会社高柳水道が8月5日に契約しております。なお、工期は同様に8月6日から2月27日までとなっております。

今後は建築工事の進捗にあわせまして、外構工事や駐車場舗装などが発注されていきますけれども、そのほかにも（仮称）入来公衆浴場の周辺道路へ温泉配管や水道配管の整備と入来区画整理事業の道路整備などがあり、工事は年度内完成の予定であります。

次に、（仮称）入来公衆浴場の名称案について御報告いたします。名称の選考につきましては、副田地区コミュニティ協議会と協議いたしまして、募集から選考までの一切を地区コミのほうにお願いいたしました。募集期間が平成26年6月26日から7月31日までで、募集範囲は入来町内と柴垣への御利用者ということで、応募総数が104件でありました。選考委員は地区コミ運営委員7名と区画整理推進協議会2名の計9名でございます。

選考で内定いたしました名称は、入来温泉湯之山館です。湯の山の「の」は「之」という感じでございます。内定した名称の選考理由ですが、既に広く認知されている入来温泉と地元の人々に親しまれている湯之山という地名をあわせた名称によって、地元はもとより広く多くの方々に愛着を持って利用していただきたいとのことでございました。

なお、12月議会において薩摩川内市公衆浴場施設条例の改正案を提案させていただく予定ですが、そこで議決をいただけますと正式な名称として入来温泉湯之山館が決定いたしますこととなります。

以上で、上水道課の所管事務説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま2件の所管事務調査の報告がありましたけれども、あわせて御質を願います。

○委員（持原秀行）旧消防署跡地の利用ということで、窓口とか開閉栓、それから料金収納と滞納整理、これも業務委託というんですかね、それをするによって確かに中心地にあったほうが、皆さんの業者も便利がいいということは前々から言われていたことでもあります。

そこで1点。今資材の調達の関係で利便性もよくなるということで、現在は東郷と神田町のところにある倉庫と2カ所を利用しているということなのですが、それがまず消防のある程度大きなところに移るということになれば、神田町の倉庫、この今後の利用状況はどういうふうに考えているのかを教えてください。

○水道管理課長（元石功一）旧消防局庁舎の、今は普通財産になってそれを水道局に売買になるのかそういったことで検討しておりますが、その一つの中にも倉庫を使わなくなりますので、そういったうちの財産であるんですが、それを使わないということで、市長部局のほうが何がしかのあの土地を利用したいといったことがありますので、それと売買契約の中でその土地も市長部局へ所管がえをするといったことで一応今のところ検討をしているということです。

○委員（持原秀行）そこも前も私も水道局において見たときに、余り資材も充実していないというところもあって、今衛自連とかちょっと貸しているような状態だと私は思っているんですが、やはり有効活用をする上の中では、きちっとあっちもこっちも所有しているということはよくないというふうに考えますので、そこらあたりをしっかりと方向づけができたときにはまた教えてください。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。

○委員（大田黒 博）一般質問をさせていただきましたけれども、まずは平成27年、平成28年度からになるわけで、平成27年度1年有余がある中で、皆さんが心配されている中で、課長が答弁された今後の経過といいますか、経緯といいますか、各地域にどのような再度の説明、その日程等を教えてください。

○水道管理課長（元石功一）公衆浴場の地元へ

の譲与ということなのですが、市比野地区につきましてはもう譲与は受けないということで回答をいただきました。あと祁答院地区につきまして、今2回ほど説明会あるいは協議をいたしておりますが、3回目をさせていただきたいというふうに現在考えております。3回目の内容につきましては、アイデアを持ち寄りたいということでしたので、いろいろ我々もアイデアを検討いたしました。その結果についていろいろ地元の皆さんに御説明をし、協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（大田黒 博）日程は。

○委員長（福田俊一郎）大体でいいです。

○水道管理課長（元石功一）今、財産活用推進課、それから祁答院支所と今協議をして、今月ぐらいには開きたいなというふうには考えております。

○委員（大田黒 博）250万円の赤字を両方抱えながら、前回言いましたアンケートをしながら270円までのアップ率はいいでしょうと。黒木温泉においては、それは条例にうたわれております。その経緯は、皆さん御存じのように理解をされている。今課長が言いましたそのアイデアを出してということは、やはりこの220万円ものを削減した形での提案を待っておられるわけですよね。その中で譲与をするかしないかを地区コミをみながら考えらるでしょうけども、要は私がいろんな人に聞きますと、黒木温泉はタンクからお湯を重油あるいは灯油等で温めておられますね。この削減を含めてアイデアをいただけないかなということ。もっとたくさんあるでしょうけども。その削減を考えた提案を当然されているんじゃないかなと思って。

大村温泉においてはいわゆる水道代が40数万円、それは冷やす効率ができるアイデアがあればそういうのは削減できるわけですから。そういうのを含めて施設のそういうものをアイデア出してもらった。なおかつ、譲与を考えるとときにはお客さんの増加といったものがプラスアルファで考えられるのかなと思っておりますし、その辺のぜひアイデアをもって、期待含めた中で次のステップを待っておられるでしょうから、その辺を含めて提案いただけないかなと思っておりますので、お

願います。

○委員長（福田俊一郎）御意見であります。ほかにございませんか。

○委員（上野一誠）水道局の新たな位置づけということですが、今財政プログラムでいろいろ人件費の削減等々を図る中で、どうしてもやはりそれに対応していくために、水道局が新たな統合というか、事務事業の統括をして、そして新たなサービス提供ができる形を取るということで、旧消防庁舎跡に一つの位置づけをされるんですけども。

平成28年4月からスタートとなれば、来年いろんな、ことしを含めて議論が必要。その中で今回いろいろ窓口業務とか収納とかお客様サービスセンターとかいろんな中で、今いる水道局職員の負担というものが、これを、業務委託を民間にさせていくことによって、どういう具体的なメリットがあるとふうに試算しているか、現段階でわかれば教えてください。

○水道管理課長（元石功一）今、民間委託をする業務につきまして職員5人、嘱託員5人、臨時1名で水道管理課業務を進めております。また、下水道課においても職員等でそういった業務を進めておりますが、それが全て民間委託するというところで、そういったお話があったように人件費等々の削減に我々としては期待しているというところでございます。

以上です。

○委員（上野一誠）業務委託をやる場合に、建築住宅課は一応今そっちのところにあるんですが、この業務委託をする業者については、今の新たにつくる消防局範囲の中に一応設置を、場所を置くという考えでいいんですかね。

○水道管理課長（元石功一）新たなお客様サービスセンターなんですが、旧消防庁舎の1階、中央署が入っていたところなんですが、1階をお客様センターとして活用したいと。若干改造が出てくるんですが、あそこに民間の人たちが入って、あそこで業務を行ってもらおうと。職員は2階に執務室を全て設けると、そういった考えでおります。

○委員（上野一誠）これは意見要望で、十分所管課としても所管部としても対応は御検討されながらだと思うんですが、直接住民にかかわる一つの案件といいますか、業務だけにいろいろ委託さ

れる業者についてもやはりサービスが落ちたとか、不満が出たとかそういうことのないように、十分なやっぱり対策を講じた指示を、そういう業務委託の内容をしていただくことを、これ意見・要望として申し上げておきたいと思います。

○委員長（福田俊一郎）意見でございます。

○委員（小田原勇次郎）済みません、私は2件お尋ねをいたします。

1件につきましては、るる今消防新庁舎について御意見が出された部分の中において1件だけ、この1点は確認なんです。

以前やっぱり原田の一帯は銀杏木川の浸水ということで、県も県河川を拡張してと。市は準用河川でその上流部を管理しているという状態の中で、浸水のいわゆる危険、そういう浸水性の部分についての危険性がないかという部分の1点は確認と。

2点目につきましては、6月の第1回補正のときにも上水道の、要するに人材育成ということの中で、今後、いわゆる上水・簡水の統合、そしてまた河川改修云々で水道のいわゆる工事という部分は発注がまだ出てくるんですが。その受け皿としての業者側の対応、人材、昨年もちよっとやっぱり人材不足で非常に工事が非常に不落があつて、非常に工事が年度内に完了するかという不安等があつたんですが、そこあたりの現状をちよっと御報告願えません。

○水道局長（落合正浩）まず現在の旧消防庁舎、これの浸水の関係でございます。平成18年のいわゆるナナフミ風水害のとき、267は冠水いたしました。消防にも確認したんですけども、敷地までは浸水はしなかった。当然車庫についても十分大丈夫であつたというのはございますので、大きな浸水というものはあの川内川の堤防が切れない限りは大丈夫かなと考えております。

それで、銀杏木川の改修につきましては、一応銀杏木川のそういう計画があることも想定して、その付近には建築物を建築する計画は特にございませんので、そういう河川計画には対応できるのかなというふうに考えております。

それと、いろいろ工事に対します業者の関係でございまして、これ水道関係だけでなくて建築、土木等々も含めてですけれども、なかなか作業員の方々が高齢化している。新規の採用はな

かなかできないという中で、どちらかといえば今まで非常にぎりぎりの段階でされておりました。

震災以降、大きな補正等もありまして、国、県及び市におきましても事業量としてはある程度ございますので、昨年度ぐらいまでは急に補正がついたりしてなかなか年度末には受注していただけないというところがありましたけれども。市におきましては15カ月予算での柔軟な対応、それと早期発注、計画発注ということを考えておりますので、現在のところ業者さんにおかれましては、特に問題なく対応していただけるのではないかと、いうふうに考えております。

それと、これは業者だけじゃなくて市の技術者にも言えることですけれども、やはりベテランの人たちがどんどんどんどんやめていきます。そして新たな採用がやっぱり少ないということもございますから、やっぱり官民協力し合いながら、やはり技術の継承、協力をしていきながら、いざ何かあるときには十分な対応ができる体制は今後も努力していきたいと考えております。

○委員（小田原勇次郎）わかりました。

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で水道管理課、上水道課を終わります。御苦労さまでした。

△下水道課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、下水道課の審査に入ります。

△議案第88号 平成26年度薩摩川内市公共下水道事業補正予算

○委員長（福田俊一郎）それでは、議案第88号平成26年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）おはようございます。下水道課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第88号平成26年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算について御説明いたします。予算に関する説明書の82ページをお開きください。提案の理由及び補正予算の内容につきましては、さきの本会議で説明しておりますので省略させていただきます。

まず、歳出のほうから説明いたしますので、89ページをお開きください。2款1項1目施設整備費で、公共下水道整備費において職員1名分の職員手当と増額により7万4,000円を増額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、88ページをお開きください。4款1項1目一般会計繰入金7万4,000円の増額は、歳出の補正に対応し増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、審査を一時中止してありました議案第85号一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、下水道課分につきまして御説明いたします。同じく予算に関する説明書の45ページをお開きください。

8款5項4目下水道費では、事項下水道管理費におきまして職員の職員給与費の減額により1,128万8,000円を減額し、事項公共下水道費において公共下水道事業特別会計繰出金を7万4,000円を増額するものでございます。職

員の減額につきましては、主に下甌の手打処理区
の下水道整備が平成25年度で整備が完了したこ
とによりまず職員1名減の人事異動によるもので
ございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜り
ますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明が
ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑
願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。
ここで議案第85号一般会計補正予算の審査を
一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎） 次に所管事務調査を行
います。

当局から報告ありませんか。

○下水道課長（徳重勝美） それでは、下水道課
の分につきまして、所管事務調査の御説明をいた
します。

下水道の整備状況と平佐地区の私道管渠整備状
況につきまして、現在の状況を説明いたしますの
で、建設水道委員会の資料の3ページをお開きく
ださい。

下水道課で維持管理しております污水处理施設
は黄色で表示しております公共下水道特定環境保
全公共下水道、緑色の農業集落排水5カ所、茶色
の漁業集落排水3カ所、紫色の地域下水処理2カ
所の計12カ所でございます。本土に6カ所、甌
島に6カ所であります。

本市の下水道整備の状況は資料の表をごらんく
ださい。污水处理人口普及率と汚水衛生処理率と
ありますが、これは国土交通省、農林水産省、環
境省が公表する整備状況をあらわす指標でござい
ます。污水处理人口普及率とは薩摩川内市の全人
口のうち公共下水道、農業集落排水、漁業集落、
合併浄化槽、地域下水処理施設の污水处理施設を
使用することができる人の割合で、平成24年度
末は64.4%、平成25年度末で68.1%の前
年度から3.7%の伸びでございます。

鹿児島県と全国では、平成24年度末で鹿児島
県が73.3%、全国では88.1%でございます。
平成25年度末の国、県の普及率につきましては、

今週の10日に国から発表がされまして、また
11日の南日本新聞にも掲載されたところでござ
いまして、鹿児島県が75.2%を、全国では
88.9%でございます。

汚水衛生処理率とは、公共下水道など污水处理
施設により、汚水が衛生的に処理されている人の
割合で、平成24年度末は57.3%、平成25年
度末で61%の前年度から3.7%の伸びでござい
ます。全国では平成24年度末で82.9%と、本
市は国、県と比べますと低い状況でございます。
国の県の汚水衛生処理率についてはまだ公表され
ておりません。

資料の4ページをお開きください。公共下水道
の平佐地区の私道管渠整備状況について現在の進
捗を説明いたします。平佐地区の整備区域であり
ますが、赤の破線で表示している区域内で、上が
川内駅、左側が県道川内加治木線、下が市道隈之
城高城線、右側が川内川でございます。番号の①
から⑦の黒の実線で表示しているのが本年度整備
を予定しているところ、白抜きの矢印線が整備済
み箇所、青線の点線が未整備であります。

右上の表をごらんください。平佐地区の私道管
渠整備状況ですが、区域内の私道総延長
3,897メートルで、平成25年度末までの整備
済みが2,100メートルで、54.1%の整備率
であります。

本年度の予定は7カ所403メートルうち、私
道の所有者から同意を得て整備申請をいただいた
のが、番号の①、②、③の179.5メートルでご
ざいます。①につきましては工事発注済みで、②、
③につきましては、工事発注に向けて事務を進め
ているところでございます。残りの箇所につきま
しても、所有者と交渉を進めているところでござ
います。

以上で説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明が
ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑
願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） よろしいですね。質疑
はないと認めます。

以上で下水道課を終わります。御苦労さまでし
た。

△建設政策課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、建設政策課の審査を行います。

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）それでは、審査を一時中止しておりました議案第85号一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建設政策課長（須田徳二）建設政策課でございます。よろしくお願いします。それでは、議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、建設政策課分について御説明いたします。

各会計予算書、予算に関する説明書の第3回補正の43ページをお開きください。

8款1項1目土木総務において314万2,000円の増額補正を行い、補正後の額を2億6,848万円とするものであります。補正の内容につきましては、本年4月の人事異動に伴います職員給与費の調整であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

ここで議案第85号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告ありませんか。

○建設政策課長（須田徳二）それでは、建設政策課の所管事務について御報告いたします。

委員会資料、建設部の1ページをお開きください。

今回は、本年度上半期に実施いたしました要望活動について御報告いたします。資料につきましては、南九州西回り自動車道建設、川内川改修並びに蘭牟田瀬戸架橋建設に係ります要望活動の実

績であります。要望日、要望先等につきましては、記載のとおりであります。主な要望内容としまして南九州西回り自動車道建設に関しましては、川内限之城道路の薩摩川内高江インターから薩摩川内都インター間の本年度供用開始と最大の懸案事項となっております阿久根川内間、約22キロの平成27年度一括新規事業化について要望しております。

また、川内川改修に関しましては、市街部大小路地区の河川空間整備や引提事業、天辰地区2期引提事業などを要望しております。全ての要望に対しまして要望先の力強い回答をいただいたところであります。また、これらの要望活動におきましては、瀬尾議長並びに福田建設水道委員長にはそれぞれの期成会、協力会の会員として御参加いただいたところであります。

資料右の新聞記事は、7月24日の南九州西回り自動車道建設にかかわります中央要望のもので、写真は今回第2次安倍改造内閣でも留任された麻生太郎財務大臣へ要望書を提出したときのものであります。

なお、資料にはありませんが、西回り自動車道の阿久根川内間の新規事業化につきましては、この間6回ほど市長、副市長等が上京の際、国土交通省の関係部局へ単独での要望をされております。今後も、引き続き南九州西回り自動車道建設、川内川改修並びに蘭牟田瀬戸架橋建設への地元の熱意を国に伝えるため、要望活動を実施してまいりたいと思っております。

次に、南九州西回り自動車道の進捗状況についてでございますが、未事業区間であります阿久根市の（仮称）西目インターチェンジから薩摩川内水引インターチェンジ間約18キロにつきましては、これまで都市計画決定及び環境影響評価の手続が進められておりましたが、去る7月8日の鹿児島県都市計画審議会において承認され、同月29日に告示公告がされました。なお、環境影響評価書の縦覧も8月28日には終了しており、今後国において新規事業採択時評価が行われることになっております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑

願います。

○委員（橋口博文）今、課長のほうから説明を——西回りの高速道路のことで大変努力をしてくださしまして、順調に進んでいる話も——聞きましたので、これからも事業化に予算がつくようにひとつ頑張って、早く阿久根市・薩摩川内市間の未着工のところの着工が始まって、完成ができて、みんなよかったという日が早く来るようにひとつ頑張ってくださいますようお願いしておきます。

○建設部長（泊 正人）課長のほうから説明がありまして、橋口委員のほうからもまた温かいエールをいただいたところなんです。6月委員会でもちょっとお話したんですが、川内阿久根間一括採択ということで、ちょっと鹿児島国道事務所の所長さんのほうから御存じのとおり長寿命化ということで、修繕のほうに金を持っていくというなのが方向性があるみたいで、一括採択が厳しいみたいなことを言われておりまして。おととも鹿国の所長から連絡がありましたけども、頑張ってくれと、要は油断をさせないためにそんなに言っていらっしゃるのか、実際本当に分割されるのかというようなところで、6回ほど国交省の関係課長さん、局長さんに行っているんですけども。今後もまた秋の陣がございまして、その際も続けていこうと思っておりますので、またその節はよろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）よろしくお願いいたします。質疑は尽きたと認めます。

以上で建設政策課を終わります。御苦労さまでした。

△建設整備課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、建設整備課の審査を行います。

△議案第83号 薩摩川内市普通公園条例の一部を改正する制定について

○委員長（福田俊一郎）それでは、議案第83号薩摩川内市普通公園条例の一部を改正する制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建設整備課長（四元新一）それでは、議案第83号薩摩川内市普通公園条例の一部を改正する制定について説明をいたしますので、議案つづり

その1の83-1ページをお開きください。あわせまして、議会資料のほうの1ページもごらんいただいて、図面があると思いますのでその図面のほうをごらんください。

提案理由につきましては記載のとおりで、さきの本会議初日に部長のほうの説明いたしましたので、省略させていただきます。本市が設置し、管理しております普通公園のうち、東大小路町の下目緑地の代表地番1227番地を含む公園の一部が、大小路地区の引提事業及び中郷五代整備事業の事業用地となることから、当公園の代表地番を1237番地1に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、審査を一時中止しておりました議案第85号一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建設整備課長（四元新一）それでは、議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算の建設整備課分について説明いたしますので、予算に関する説明書、第3回補正の44ページをお開きください。

8款2項3目道路新設改良費ですが、補正額138万9,000円の増額で、補正後の合計が4億3,077万3,000円となっております。

これは4月の人事異動に伴います給与等の調整によるものでございます。

次に、45ページをお開きください。8款5項5目公園緑地費ですが、補正額57万8,000円の増額で、補正後の合計が3億3,036万5,000円となっております。これも、4月の人事異動に伴う給与等の調整によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

ここで議案第85号一般会計補正予算の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告ありませんか。

○建設整備課長（四元新一） ありません。

○委員長（福田俊一郎） これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（持原秀行） 済みません。1件だけ教えてください。今現在、平成26年度事業の中において、市内各地の公園整備が着々と進んでいると思われるんですが、平成26度に予算されている事業の進捗率がわかれば教えてください。

○建設整備課長（四元新一） 公園整備についての進捗でよろしいでしょうか。

今、公園整備につきましては特に三堂公園、あと久見崎公園、あと向田のかわまち関係の西開間の公園ということで今年度計画しておりますが。三堂公園につきましては県との河川協議でちょっと今やっと基本協定が結べた状況になっておりまして、これから発注で、今発注準備を進めております。久見崎公園も電原の申請をやっております。今ちょうど設計中でございます。あと、かわまちにつきましても今ちょうど設計中で実際の執行はまだ率としましてはゼロですが、事務事業としましてはもうかなり進んでいまして、あと発注の準備に入っておりますので、近々発注できると思

います。

以上です。

○委員（持原秀行） 今、三堂川を言われたので。やはり公園が整備されるということで、地域住民は待ち望んでいるというところもあります。

その中で、やはり河川の中の生い茂った雑草、これが手つかずのままですとおかれている。新年度に入ってももう半年、このままの状況でおいっている。そして、地域の清掃作業の中でもう入れない状況になっているというのを、やはり放置したままでいかなものかなと私は考えるんですが、やはりそういう意味ではきちっとそこあたりの整備もあわせてやっていくべきだと考えるんですが、そこあたりの考え方はどうでしょうか。

○建設整備課長（四元新一） 多目的のグラウンドにつきましては、定期的に草刈りとか草取りをやって、利用者の方が快く利用していただけるように今管理をしています。河川ののり面につきましては、今協定を結んでおります三堂川の整備にあわせてのり面も一応整備するという計画でおりまして、それを今年度早々にできらうということで見込んでおりましたが、なかなか県との協定がスムーズに行かずにおくれてしまって、現在の状況となっているところでございます。今後につきましては、見た目も悪いし、あと生い茂っておりますと虫等の、害虫等のおそれもあります。周辺の住環境に影響を与えますので、今後適正に時期を見て管理をしていきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員（持原秀行） 地域で清掃作業というのをするんですが、いかんせん入らないようにというふうになっているものですから、やっぱり地元としてもしたいんだけど、入ってはいけないうのかなというのがあるんです。ぎりぎりのところまでは皆さん伐採作業とか、道路愛護作業なんかでやるんですが、やっぱりそういうときに長期的にできない場合は、例えばお盆前とかやっぱりきちっと地域の人たちはするんです。そういうときには、どうかそういうのを打ち合わせをしていたいて、声をかけていただければ、自分たちの地域においてもやりたいというところがありますので、そういうところはやっぱり協力をもらって、地域の人たちに伐採してもらってもいいんじゃないかと思うんですが、それはちょっとできないん

ですかね。

○建設部長（泊 正人） 済みません。河川の中の水草、葦なんかののり面の話ですか。実は、水引地区の原田川、網津川、草道川、小倉川なんか勾配がなくて水草があつてどうしようないということで、今県土木のほうとうちの農林水産、建設のほうで、地元と市と県との三者で汗をかいて、重機を県が出す、市が上がってきたものをどこかに持っていく。地元にも加勢をもらおうということで、水引地区に限ってということじゃなかったんですけど、そういう動きがありますので。それに三堂川も余り勾配がなくてたまっているところですので、その辺を入れていけないかちょっと話をしてみたいと思います。

○委員（持原秀行） 以前はずっと地域の人たちが協力をして払ってきちんと環境的な美化活動をやっておりましたので、そういうところはきちっとやっぱり地元の協力を得ながら進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（福田俊一郎） 意見であります。ほかに。

○委員（大田黒 博） 部長答弁で、御陵下公園の件なんです。やってもらえるのかやってもらえないのかわからなかったし、市長が危険性を言われましたけれども、市民スポーツ課に要望書が出ている中で話し合われたのか、今後どういう形で推移していくのか、そういう確認があつて、いけんなつとやろうかということでしたので。何ともいえずにということでしたので、少し話し合いを持たれたんでしょうか、お願いします。

○建設部長（泊 正人） 質問いただきましてから、教育委員会、建設部と協議をし、市長の検討会でも話をいたしました。大まかには私が言いましたように、総合運動公園のほうが基本的に充実を図っているので、大きいものは入れられないという話でしたけれども。市長のほうから今のコンクリートのフェンスにラバーをしたときに、幾らかかるのかまず調査をせいと。市長も言われましたように、総合運動公園のほうにもラバーが張ってありませんので、ロッテなんてからは向こうもということなんです。

ただ、かなりの額になるだろうという話がありましたので、その辺で一気にラバーができないのであればベンチの改修とか、そういう少しずつで

もやっていけないかということで、研究をせいという指示は出ております。

それから、先日だったんですけど、軟式野球連盟のほうから11月に九州大会があるということで、簡単でいいからブルペンをつくれんかというような話もいただいておりますので、テニスコートの横あたりにそういう正式なやつじゃなくても、後ろに簡易のネットを張って、市民スポーツ課あたりと協議をしてくれという状況で、今、これからというところでございます。

○委員（大田黒 博） その本球場のアリーナのほうのラバーはどんな意味なのかな、正式な球場における危険性はロッテがいうラバーを張ってくれというのはどこのサイドなんですかね。あれは、そんな危険性はないんじゃないかなと思うんですけども。僕が言っているのはこっちの、ごめんなさい、御陵下公園において石の、石垣ですよ。そこに対してけがをした中で危険性がある。それを言っているんですよ。

だから、プロ野球がいうその危険性と私が言っている危険性は少し違うんじゃないかなと思っ

ているんですけど。

○建設部長（泊 正人） 御陵下については、そのコンクリートの打ちっぱなしですので、クッション材になる安いものがないのか、その辺を今調査をせいという指示が出ておりまして建設整備課のほうで調査に入っているというところでございます。金額面を含めてですね。

〔「アリーナは」と呼ぶ者あり〕

○建設部長（泊 正人） アリーナのほうは、緑で塗ってはありますけど。壁の話。グラウンドからのすぐ周りのコンクリートのところのことです。

○委員（大田黒 博） 内野側でしょう、外野を含めて。少しスポンジが入っていますよ。

○建設部長（泊 正人） それについて、もうちょっとグレードを上げてくれというのがロッテ側から出ておったという話です。

○委員（大田黒 博） そのことは、それはそつちとして、ロッテが心配するということでしょうけども。僕が言っているのは先ほどから言いますように石垣がある、その取り巻くそこを危険性があると。もう向こうに比べて全然違う危険性なんで、そこを認識をしながら、少しことを運んでくださいよと。だから、そこを平成中の方々がグ

ロープを持った方まで両手首を骨折された。それは少し重いと思いますので、まだしていないのかというふうなことで、きつく言うと思ったんですけども調べてもらえればわかることで、対応だけは少ししていただけないかなと。

幾らかかるとかそういうものにおいてはまた、次の段階も部長が答弁したとおりなのでしょうけども。そこを答弁の中での言われることは重々わかりますけれども。とにかく危険性があるって、ほんならあそこを使わないようにして、大会を移しましょうやとか、その危険性をクリアできる内容のものが出来ればいいですけども。軟式野球連盟があそこをしっかりと使って、僕が言ったように全国に通用するレベルの高いものがあって、今度も初めて聞きますけれども、九州大会がまたあるのであれば、あそこの球場を使えるのが一番の軟式野球連盟においてはいいことだろうと。あそこを使わざるを得ないだろうということでしょうから、少し所管として市民スポーツ課と連携しながらやってもらえないのかなということでございます。

○委員長（福田俊一郎） 委員がちょっと指摘されるところと、今の答弁との正確な場所のちょっと相違もあるようなふうに聞こえてまいりますので、また後ほど正確な場所等も現場を押さえて、また改めて委員のほうへお答えを返していただきたいというふうに思います。大田黒委員、それでいいですね。

○委員（小田原勇次郎） 私は1点だけ確認の意味で、先ほど持原委員もおっしゃった公園の管理のあり方について、私の場合は普通公園の管理のあり方。以前、山之内議員がおっしゃっておられた指定管理と地元管理のあり方ですね。今も持原委員も地元のほうでも伐採すったんどんというように、それはまた趣旨が違うのかもしれませんが。指定管理に任せて、そうした中でちゃんといわゆる年間を通じてきちんと管理がでけとつとかというような、以前の御質問だったと思うんですが。その部分の今の管理状況と、今後普通公園について指定管理の状況で継続していかれるのか、それも地元のほうに任せていける部分があるのか、そこあたりの検討状況をちょっとお聞かせ願えませんか。

○建設整備課長（四元新一） ただいまの質問で

ございますが、普通公園につきましては、今指定管理のほうで言われるように出しております。指定管理者のほうがきちんとこちらの最初の仕様書どおりで一応管理は行っておりまして、毎月の報告も必ず上がってまいります。それに伐採等を絡ましたときには写真等もついてまいりますし、こちらのほうも定期的には公園の現場の状況を確認しておりますが。今後につきましては、今の全庁的にやっております財産仕分けの中で、特に地元 に密着した普通公園、利用者が地元住民に限られているような公園につきましては、仕分けの中で地元のほうに管理をしていただくという形の、譲与とか、貸し付けとかそういったことで仕分けをしていって。今後につきましては地元のほうでできるものにつきましては、管理をしていただくという方向で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員（小田原勇次郎） わかりました。

○委員長（福田俊一郎） ほかに。

○委員（橋口博文） ことし事業化になっておったと思うんですけども、唐浜から行く踏切、3号線からな。あそこの考え、10月にということ聞いておったんですけども、その流れはどういうふうになっているのか。

それと、湯田川が今、河川改修があそこが終わって、市道の完成に向けて一生懸命やってもらいかたですけども。あれはいつごろまでかかっただすかね。あそこだけが。

○建設整備課長（四元新一） 網津踏切につきましては、8月の初旬におれんじ鉄道のほうと実施協議ということ、事前協議ということで協議をいたしました。あと、あそこの整備にあわせて、あそこからちょっと薩摩高城側のほうに焼山踏切というのがございますが、実際使われていないんですけど。そこの廃止をセットでしてくれと言われてまして、そちらのほうの今の設計とか、測量から設計なんですけど、手続のほうを今やっております。

それが整い次第、運輸局のほうとおれんじのほうで協議をするということで、年度内はそういったやりとりで、多分で実質工事に入れるのが、年度末から下手しますと繰越しで4月以降という形に今なるような見込みなものですから。これにつきましてはある程度スケジュールが固まった時点

で委員会のほうで報告させていただこうとは思っておりました。現在の状況はそういう状況です。

あと湯田川につきましては、河川港湾課のほうに先日ちょっと話が合ったときに聞きましたら、年度内には一応きちんとした形でやりたいというふうに思っているという状況です。あとは、いろんな事情があって、それが結果的にどうなるかわかりませんが、担当のほうに聞いたら一応年度内には完成させたいということでお聞きしております。

○委員（橋口博文）なるべく早く完成をしてもらうように。地元の方も、なおこれはあれしておるが、いけんかったろうかいというふうで言われておったものですから、そこを聞いたところです。ひとつ県のほうにも急がせていただくようによろしく願いしておきます。

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で建設整備課を終わります。御苦労さまでした。

△建設維持課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、建設維持課の審査を行います。

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）それでは、審査を一時中止をしてありました議案第85号一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建設維持課長（永田一郎）それでは、議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算の建設維持課分について御説明申し上げます。

予算に関する説明書の44ページをお開きください。8款2項1目道路橋梁総務費でございます。補正額236万2,000円の減額で、補正後の合計が1億785万3,000円となっております。これは右側説明欄に記載のとおり、職員の異動に伴う給与等の調整によるものでございます。

続きまして、55ページをお開きください。11款2項1目現年公共土木災害復旧費でございます。補正額45万4,000円の減額で、補正後の合計が3億1,085万4,000円となっております。

ります。これも先ほど同様、職員の異動に伴う給与等の調整によるものでございます。

続きまして、同じページの11款2項2目現年単独土木災害復旧費でございます。補正額300万円の増額で、補正後の合計が1,248万円となっております。これは市が管理しております上甕支所管内の江石港及び桑之浦港の港湾施設において、先日の台風8号により江石港におきまして防波堤上部のコンクリートが破損、それと防波堤の根固め石が洗掘されております。それと桑之浦港におきまして防波堤の根固め石が洗掘をされたため、その災害復旧工事を行うための経費でございます。

以上で建設維持課にかかる平成26年度一般会計補正予算の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

ここで議案第85号一般会計補正予算の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○建設維持課長（永田一郎）それでは、所管事務報告について広島市の先日の大規模災害を受けてまして、土砂災害防止法等について御説明をさせていただきますと思います。

委員会資料の2ページをお開きください。カラーのページになってございます。

まず、一番目に土砂災害防止法について御説明申し上げます。土砂災害防止法については、平成11年広島県の豪雨災害をきっかけに制定されておりまして、全ての危険箇所を対策工事により安全な状態にしていくことには膨大な時間と費用が必要になってくることから、土砂災害防止工事等のハード対策とあわせて危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備、危険箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する目的で、平成13年4月に施行されています。

ハード整備が進まない中で、自分が住んでいるところがどのような箇所かということを認識していただいて、その区域周辺にお住まいの方々については、土砂災害等の避難に備えていただきたいということで、ソフト対策が目的でございます。

その下を書いてございます。その区域に指定についてはということで、まず県におきまして土砂災害のおそれのある場所の地形や地質等の基礎調査を行います。その後、県におきまして市町村の意見を聞いた上で、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の指定を行うこととなっております。下のほうに色で示してございますが、土砂災害警戒区域とはということで、土砂災害のおそれのある区域、ここで通称イエローゾーンと呼んでございます。

また、土砂災害特別警戒区域、これにつきましてはイエローゾーンの中でも建物が破壊されまして、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域で、赤で示してございますが、通称レッドゾーンと呼んでございます。また、その下のほうにこんな場所が区域指定の対象になりますということで、例で、絵で示してございます。がけ崩れ、あと土石流、地すべりのおそれのある箇所についてそれぞれ黄色と赤色で表示してございますが、黄色と赤色を含めるところがイエローゾーン、警戒区域で、その中でも赤色の表示してございますその箇所がレッドゾーン、特別警戒区域になります。

今回、被災を受けた広島市のケースについては真ん中に表示してあります土石流による被災を受けたものでございます。

裏面をごらんください。裏面のページになりますが、土砂災害防止法で区域に指定されるとどのような措置、対応しなければならないかということをお示ししてございます。

まず、市町村において災害情報の伝達、それと避難が早くできるように警戒避難体制の整備、それと防災マップ等を作成し、その配布等を講じなければなりません。それとまた、特別警戒区域、これが指定されますと、左下に記載してございます赤色で塗ってございますが、左下に記載してある部分で、特定の開発行為を行う者は、あらかじめ県に申請をし、土砂災害を防止するための対策を講じ、基準に従ったものになっているか、許可を受けなければなりません。

それと、右上になります建築物の構造規制についてということで、建築主事を置く地方公共団体、市ですけど、市において居室を有する建築構造が想定される衝撃に対して、強固な築造となっているか、建築確認申請の段階において確認することになります。その下に表示してあります建築物の移転勧告についてでございますが、県において建築物に損壊が生じ、住民等の生命に著しい危害を生じるおそれが大きいと認めるときにつきましては、建築物の所有者等について移転等の勧告をすることができとなっております。

特別警戒区域の中で御説明申し上げました建築物の規制、あと移転勧告について、あともってまた建築住宅課の所管事務報告の中で詳しく詳細に説明していただく予定でございますので、私のほうでは詳細な説明については省略させていただきたいと思います。

次に、4ページになります。4ページに3番、土砂災害警戒区域等の指定に関する薩摩川内市の状況について、一応表に説明してございます。表の1について、平成26年度4月8日現在において、県全体と市の指定状況を示してございます。市においてはイエローゾーンが急傾斜地で820カ所、土石流で536カ所の合計1,356カ所指定してございます。

そのうち、レッドゾーンが急傾斜地で440カ所、土石流で223カ所の合計663カ所指定してございます。このレッドゾーン663カ所の支所別の内訳については、申しわけございません。

7ページをお開きください。建築住宅で資料としてございますが、7ページの真ん中どころの枠のところに、各地区支所別に表が示されております。663カ所の、川内については33、東郷1というそういう形の数値でございます。

済みません、またもとに戻っていただきまして、表の2において指定率を示してございます。市においては46%で、県全体では56%の指定状況でございます。国全体としても皆さん新聞報道等で示されて御存じだと思いますが、国全体でここに記入してございませんけど、土砂災害危険箇所が約52万5,000カ所、そのうち指定されている箇所が約35万5,000カ所で指定率が約68%となっております。

国全体の指定の状況と比べまして、本市の指定

につきましてはまだまだ進んでいない状況でございます。国としての調査費用や調査のあと煩雑さ、あと地価の下落等の住民の懸念から区域指定が進まないところがございます。県に確認しましたところ、県におきましては、今まで要援護者の関連施設、あと近年土砂災害を受けた区域ということで指定を進めてございます。

薩摩川内市内においては、基礎調査を実施する箇所として平成26年度、樋脇町と東郷町の一部を予定しているという形で伺っておりまして、その他の部分の調査、あと指定につきましても継続的に実施していきたいという形で伺っております。

今回の広島市の大規模災害を受けまして、政府与党の検討中の土砂災害防止法改正案の素案が示されてございます。その内容が、区域の指定が進んでいない県に対して国が適切な対応を指示できること、あと基礎調査の公表を義務づけることなどの動きがございます。

また、9月2日に、国土交通省から自治体に危険箇所住民に対しまして情報の周知について要請がなされております。それを受けまして、本市におきましては、9月4日、防災安全課のほうより防災情報無線により市民に土砂災害危険箇所等の危険周知を行ったところでございます。

次、4において、土砂災害警戒区域のほかに災害危険箇所について表3に示しております。薩摩川内市の防災計画、緑の冊子がございますが、その冊子に掲載されておりますが、急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所等の箇所数を示してございます。

次のページをごらんください。4におきまして、現在行われております土砂災害を防止するための市及び県の工事を表の4及び表の5で示してございます。市において、平成26年度急傾斜地崩壊対策事業を6カ所進めてございます。全体の事業費が工事請負費で4,900万、委託料は300万、合わせて5,200万でございます。

また、合併してから急傾斜地崩壊対策事業の施工箇所が35地区でございます。現在まだ未実施の箇所が8地区ございます。県の工事としては、表の5に紹介してございます総合流域防災事業の砂防事業が、東郷の斧淵を含めて4カ所。あと、火山の砂防事業におきまして、入来町の大馬越、それと樋脇町の旧野下小学校の近くになりますけ

ど、その箇所の2カ所。それと、急傾斜地崩壊対策事業が、川内小学校の横になりますが、日暮西地区で行われております。それと、地すべり対策事業が平佐東の吉野山で、それと甕島においても下甕の瀬々野浦と里の2カ所において砂防事業が実施しております。最後に、東郷の藤川小学校の横になりますが、本俣地区におきましても県単の砂防事業が進められている状況でございます。

今後とも引き続き、維持課におきましては豪雨や台風災害等に対する迅速な対応、それと日ごろより施設の維持管理、それと土砂災害防止のための対策事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（大田黒 博） 今説明される中で、私を含めて、住民の方々が考えられるのは、広島の実害がありました、この件をどう皆さんが捉えているかということだと思っております。

今ありましたように、7ページあたりで建築住宅課のほうで説明なのかなと思っておりますけれども、祁答院あたりはこの箇所が大分多くなりますと、それぞれの地域の家を持っておられる方々が、この地域はどんなゾーンになるのかということだと思っております。そこで、少しそういう先駆けて、コンサルを入れて説明をされているんじゃないかなと思っておりますけれども。その地域のその場所がどの範囲になるのか、イエローゾーンなのか、レッドゾーンなのか。その辺を含めて、災害のときに、これだけ気象状況が変わってきますと、待機しなさいと出すときに、予報等のそういうものを含めて認識をしていただかないと困るというのが一番あるんじゃないかなと思っておるんですが。その辺を含めて、こういう説明をされるということは、その辺がポイントかなと思っておりますけれども。

皆さん方の認識を含めて、うちはまだこれくらいの雨じゃ、今まで災害がなかったんだから大丈夫だという中で、祁答院あたりで消防団が事故がありました、あの崖にしても、そんなに高くないんです、崩れてきたものにおいては。ここがこん

な地すべりをするかというぐらいのものだったものですから。それを考えたときには、今課長が説明をされる、こういうのを認識して皆さんに把握される、物すごい大事なことかなと思っておるのですが。その辺をどう認識をされて、こういう薩摩川内市民に周知していられるのか。先ほどありましたように、国の区域の指定が進んでいる、進んでいないを含めて、これから問われる問題じゃないかなと思っておりますけれども、どんなものなのでしょうか。

○建設部長（泊 正人） 一番大事なところだと思います。どれだけそこに住んでいらっしゃる方がそれを認識されるかということで。実は、おとしだったですか、この説明会を祁答院でしたときに、こんな大事な話なのに二、三名しか来られなかったということで、大田黒議員からもちょっと指摘を受けたところで。その後、県にも言いまして、まずこれからそういう指定を張るところには必ず来てくださいという、そういう集まってもらう方のそういう広報とか、そういうものの強化が必要だということと、あともう指定が終わっているところでも、わかっていらっしゃる方がまだいらっしゃると思いますので。この辺については防災安全課と連携して、再度、地区コミあるいは自治会単位での出前講座なんかしながら、こういう広島市の、こういうきっかけにすること自体が今まで何してたのちゅう話になるかもしれませんが、逆にこれをいい機会と捉えてやっていかないといけないと思います。

それから、避難について、いろんな雨、台風、そういうときに、テレビではスーパーが出たり、いろいろ出るんですけども、それだけではだめだと思いますし、幸いに各戸に戸別受信機がつけました。ただ、これは私個人的な意見だったんですけども、あっても聞き流しをしたり、あるいは電池が切れていたり、音量を小さくしていたりして、本当に100%届いているのかなというのがあって、危機管理監に月に1回ぐらいずつ自治会長さんに聞こえていますかというぐらいの自治会内のそれこそ戸別訪問で、常に受信できる体制がとれている確認をするのも必要だと思います。

ですから、いろんな角度から、この土砂災害防止法、この指定についてはもっと、本当にあなたのところは危険なんですよ、逃げないといけない

んですよという周知の徹底が必要だと思いますので、今後も関係課と協議をしながら進めてまいります。

○委員（大田黒 博） 今度の広島市の災害は、少しみんなが思っている盲点をつかれたところが、大分あるんじゃないかなと思っておりますし、国がすべきものを、県がすべきものを、その自治体がすべきものを、そういうものがやはりマスコミがつついていきますと、ターゲットはそういうあたりになっていくのかなと思っておりますけれども。今取り組む中に、今課長、部長が言われたように、先駆けて薩摩川内市はしていただいて、とにかく周知していただく。異常気象ですので、それだけの違った形でのニュアンスを持たす意味を含めて、周知徹底というものを段階的にやってほしいという要望でございます。

○委員長（福田俊一郎） 意見、要望であります。ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

○委員（小田原勇次郎） 私のほうからは2点質問いたします。

1点目は、大田黒委員が今おっしゃったことに関連して。今説明の中で、いわゆるこの危険箇所については県が調査をするという流れになっておるのですが、薩摩川内市のいわゆる調査後の指定率が非常にやっぱり県の平均とすると下回っていると。ここらあたりについて、県への働きかけ、もっと薩摩川内市にも重点的に調査を入れてくれとか、そこらあたりの今市がもっといわゆる県に対しても強く今働きかけをされておられる状況があれば、それを1件、御報告いただきたいというのと。

もう1点は、ちょっと別件なんですけど、これは私ちょっと立場上、決算では余り物を言えない立場なものですから、予算のまた考え方で。いわゆる市道に交通安全のいわゆるラインが引いてありますね、いわゆる歩道を分けてあるライン。交通量の多いところについては、非常に薄れて、いわゆる歩道がどこの部分からが歩道なのかという区分けがわからなくなっている道路が非常に多いのですが、いわゆる維持で補修工事とあわせてするときには工事の中にぶっ込んでできるんでしょうけれども、ラインを単独で引くとなった場合には、いわゆる交通安全の対策の予算でしか対応でけんというふうに私も認識はしておるものですか

ら。そうしたときに、例えばもう側溝も入れやならんと、そして段差のない歩道の中で人の安全を確保せないかんとなると、あの交通の白いライン、あれが命綱になるという認識なものですから。そこらあたり単独でそのラインを、要するに交通量が多いところに限って薄れてしまっておるわけですから。そこあたりを予算を確保して、そのラインについて危険、いわゆる往来の多いところについてラインを引いていくというような方向性を予算組みとして検討する必要はないのかなというちょっと考えを持っているんですが、そこらあたりをお聞かせ願いたいと思います。

○建設部長（泊 正人） 1点目の土砂災害の関係で、薩摩川内市が46都県を下回っているということですが、先ほどの課長の説明の中にちらっと出てきたんですけれども、県内を見て、これまでそういう土砂災害で死者が多かったり、そういう箇所を重点でレッドゾーンまでやってきています。例えば垂水市であったり、南大隅町であったり、あっちのほうはもうほとんど、大隅地区がほとんど終わっているんですよ。薩摩半島のほうが終わってなくて、特に薩摩川内市、旧川内市の分がおくれているというのは事実です。隣のさつま町も完了はしております。さつま町あたりもそういう事故があったということで、過去のそういう災害の事例を重視して優先的にやってきたということでございまして、今後は進めていただきたいということで、この間の知事要望のときにも、その後、土木部長さんのところに行って、こういう状況ですからちゅう話はしてあります。

2番目については課長のほうが答弁します。

○建設維持課長（永田一郎） 2番目の道路の区画線のお話でございます。議員がおっしゃったとおり、交通安全の部分の予算で、毎年2,000万の予算でございます。その中でも、区画線だけでなく、一応カーブミラーとか、あとガードレール、そういう部分も含めた形で一応その予算でさせていただいていると、そういう状況と。あと、言われました舗装の工事にあわせた形で、そのラインも引き直すという形で進めている状況でございます。

現在、一応そういう薄れている部分については、永利のタイヨーの外環状という路線につきましても、ことし一応その部分について、天辰のほうの

交差点付近についてラインを引かさせていただいた経緯がございます。そういう部分で、一応、今そういう大きな幹線道路だったりとか、あと県道、国道に接する部分について、そういうラインが引いてない部分だったりとか、あと補助幹線道路、そういう部分を含めてラインが消えているところについてはなるべく早く設置し直すという形で一応考えてございます。

どうしても足りないというときににつきましては、また今後また議員さんの部分も協力を得ながら、また補正をとるなりという形の方法もあるかと考えておりますので、12月議会の部分の中で、そこも検討した中で、必要であればまたそういう補正をとっていかなければならないのかなという形で考えてございます。

以上です。

○委員（小田原勇次郎） いわゆる特に段差のないこれは市道ですから、歩道の部分の中で、いわゆる人命の尊重という、人命の交通事故の防止という部分について、やっぱり歩道と車道とのいわゆる区画線というのは、ある部分、いわゆる交通量の多い市街部、いろんなところを回ってみて、非常に薄れて、どっぎいが歩道なのか、どこまでが車道なのかという、わからない路線というのが非常に多いという、本数を数えてきたわけじゃないんですが。ただ、市道は1,500キロメートルぐらいを管理していますので、ずるっというわけにはいかないですが、この交通安全の対策の2,000万の予算で対応し切れるのかなと。これは県からはたしか予算がおりてきますよね。ですから、市としても、その交通安全対策の中でもっと県に要望をしていって予算枠を確保する方策があるのか、それとも一財で何とか対応していかなくやいけないのか、そこあたりの検討状況、いわゆる認識、そこあたりをどのように考えておられるのかなというので、もう一回、御回答お願いします。

○建設部長（泊 正人） 前、3月だったですか、似たような話の中で、鹿児島市で小学生が、横断歩道が薄れてて、運転手が気づかずにはねて亡くなった事故がありました。ですから、ラインがしっかりしとけばそういうのはなかったのにちゅうことがないように、非常に重い話ですので、課長言いましたように、今後、補正なり維持費を回す

なり、そこの延長を減らしてでも、そっちのほうが大事だろうという認識はみんな持っておりますので、やっていきたいと思います。

ただ、交通安全施設整備費につきましては、道路法の反則金の交付金で1,700万ぐらいしかもう来ませんので、その枠はもう2,000万というのは動かせないと思いますから、一般の維持費対応となると思いますので、また維持課のほうと強化していきたいと思います。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で、建設維持課を終わります。御苦労さまでした。

次の都市計画課までお願いいたします。

△都市計画課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、都市計画課の審査を行います。

△議案第84号 都市計画区域の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）それでは、議案第84号都市計画区域の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○都市計画課長（山村昭一）議案第84号都市計画区域の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由については、さきの本会議で御説明いたしましたので省略させていただき、内容について図面及び議会資料で御説明させていただきますので、議会資料の2ページをお開きください。

〔山村課長が前方の図面に移動〕

○都市計画課長（山村昭一）「1」の制定の趣旨でございます。これまでの委員会におきましても、御説明、御報告させていただいておりましたが、現在、本市には川内都市計画区域、それから樋脇都市計画区域、それから入来都市計画区域の三つの都市計画区域が指定されておりますが、効率的かつ一体的に都市計画行政を推進する

ため、これらを一つの都市計画区域に統合し、あわせて地理的条件や今後の土地利用状況等を勘案して、一部の地域、具体的には斧洲地区、永利・塔之原地区及び日之丸周辺地区を都市計画区域として指定し、新たな薩摩川内都市計画区域に変更するものであり、都市計画法の規定に基づく県知事告示が本年10月の予定でございます。このことに伴い、関係条例の題名変更及び事業名称等に係る規定について所要の整理を図ろうとするものでございます。

「2」の制定の内容でございますけれども、

（1）の川内都市計画事業天辰第一地区土地区画整理事業施行条例、（2）の入来都市計画事業温泉場地区土地区画整理事業施行条例、（3）の川内都市計画事業川内駅周辺土地区画整理事業施行条例、これら三つの条例の一部を改正するものでございまして。例えば（1）の川内都市計画事業天辰第一地区土地区画整理事業施行条例に関しましては、題名を薩摩川内都市計画事業天辰第一地区土地区画整理事業施行条例に、事業の名称を薩摩川内都市計画事業天辰第一地区土地区画整理事業に、審議会の名称を薩摩川内都市計画事業天辰第一地区土地区画整理審議会に改正するものであり、（2）、（3）につきましても同様に一部改正するものでございます。

「3」の施行期日でございますけれども、附則により薩摩川内都市計画区域に変更することについての告示があった日としております。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（上野一誠）一応確認。統一的な名称の統合ということで理解します。それで、組織体系としては、今、天辰とか、あるいは入来とか、駅周辺という形がずっとあったのですが、その組織的には全く変わらないと、一つのこの呼び名を変えるという捉え方でいいですか。

○都市計画課長（山村昭一）呼び名が変わるということで、組織的には何も変更はございません。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。よろしいですか。

○委員（持原秀行）ただ、その都市計画区域の

変更に伴って、建築とかそういうところの規制というところの変化はどうなんでしょうか。

○都市計画課長（山村昭一）容積率が400%、それから建ぺい率が70%という規制が新たにかかってきます。

○委員長（福田俊一郎）いいですか。ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、審査を一時中止してありました議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○都市計画課長（山村昭一）議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、都市計画課にかかわる歳出について御説明申し上げますので、予算に関する説明書（第3回補正）の45ページをお開きください。

8款5項1目都市計画総務費の説明欄をごらんください。事項、都市計画総務費において、本年4月の一般職員の人事異動に伴い、当初予算で計上していた一般職13人が12人と1名減になったことにより、職員給与費等374万7,000円を減額するものであります。

なお、歳入予算の都市計画課にかかわる今回補正はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）当局の説明がありまし

たが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

ここで議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○都市計画課長（山村昭一）所管事務調査につきまして、1件報告させていただきます。

都市計画道路中郷五代線の状況につきまして、前回の6月議会で所管事務報告をさせていただいておりますので、その後進捗した部分を中心に図面を用いて説明させていただきたいと思います。

〔山村課長が前方の図面に移動〕

○都市計画課長（山村昭一）8月13日付の主要事項処理経過報告で報告させていただいておりますけれども、道路築造工事につきまして、河川改修事業とあわせて実施するため、天大橋上流から新幹線上流の400メートル区間につきまして、平成26年7月22日付で九州地方整備局と受託合併工事にかかわる基本協定を締結し、そのうち天大橋下流から240メートル区間につきまして、当該年度、本年度工事に関する協定を締結したところでございます。これにより河川事務所も工事発注の手続に入っております、おおむね10月ぐらいから工事に着手するところを伺っております。

次に、説明会の開催状況についてでございますけれども、8月25日に、河川事務所と共同で、上流から下流までの全区間の地区を対象に事業全体の説明会を28名参加のもと開催いたしました。主な説明内容といたしましては、全体工事スケジュールと中郷五代線の状況について行っており、主な意見といたしましては、堤防の構造、それから迂回路等に関する質問等がございました。

また、9月3日には、今年度の工事範囲にかかわる住民を対象として42名の参加により説明会を実施しております。説明の内容といたしましては、今年度工事の概要、それから事業損失にかかわる家屋調査の実施に関する説明を行っており、

質問等につきましては、堤防の構造や堤防の緑化等の意見、質問がございました。

今後、工事が実際に進むにつきまして、新たな疑問、それから質問も発生すると思いますので、住民の皆様の御意見を伺いながら進めていきたいと思っております。

簡単ではございますけれども、中郷五代線に関する説明は以上でございます。

○委員長（福田俊一郎） これより質疑に入ります。

御質疑願います。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

以上で都市計画課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩いたします。

再開は、おおむね午後１時といたします。
せてください。

~~~~~

午前１１時５６分休憩

~~~~~

午後 １時 １分開議

~~~~~

**○委員長（福田俊一郎）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△区画整理課の審査

**○委員長（福田俊一郎）** 次に、区画整理課の審査に入ります。

---

△議案第８９号 平成２６年度薩摩川内市  
天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補  
正予算

**○委員長（福田俊一郎）** それでは、議案第  
８９号平成２６年度薩摩川内市天辰第一地区土地  
区画整理事業特別会計補正予算を議題といたしま  
す。

当局の補足説明を求めます。

**○区画整理課長（川畑 稔）** 議案第８９号平成  
２６年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事  
業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

提案理由は、さきの本会議で御説明いたしましたので省略させていただきます。

補正予算の内容について歳出から御説明させて

いただきます。

予算書、予算に関する説明書の９９ページをお  
開きください。

１款１項１目土地区画整理費にておいて、  
３，８１１万円の減額補正をお願いしております。

説明欄をごらんください。給与の２，４６１万  
３，０００円、職員手当と、１，０２１万  
４，０００円、共済費７２８万３，０００円は職員  
の給与の減額及び異動等により給与調整を行った  
ものであります。

内容につきましては、平成２６年度より天辰区  
画整理推進室が廃止され、区画整理課が天辰第一  
の事業を進めることから、特別会計については  
４名分の給与と、３名分については都市計画総務  
費で計上しております。

次に１００ページをお開きください。

２款１項１目公債費元金６５万円は、長期債償  
還元金において利率及び償還期間の見直しを実施  
したこと及び平成２５年度の借入れ際の借入れ  
条件の確定に伴い減額するものであります。

同じく、２目利子２３万８，０００円は、元金と  
同様に利息及び償還期間の見直しを実施したこと  
により減額するものであります。

次に歳入について御説明申し上げます。

さきに戻りまして、９８ページをお開きくださ  
い。

５款１項１目一般会計繰入金３，８８９万  
８，０００円は歳出の補正に伴う財源調整により減  
額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜り  
ますようお願い申し上げます。

**○委員長（福田俊一郎）** ただいま、当局の説明  
がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めるこ  
とに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]



○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第 85 号 平成 26 年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、審査を一時中止してありました議案第 85 号一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔）議案第 85 号平成 26 年度薩摩川内市一般会計補正予算についてのうち、天辰区画整理推進室に係る一般会計特別補正予算について御説明申し上げます。

予算に関する調書の 45 ページをお開きください。

8 款 5 項 3 目土地区画整理総務費であります。備考欄をごらんください。天辰第一地区土地区画整理事業特別会計の補正に伴い一般会計から繰出金を 3,889 万 8,000 円減額するものであります。

以上で説明終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

ここで、議案第 85 号一般会計補正予算の審査を一時中止いたします。

---

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に所管事務調査を行います。

当局から報告ありませんか。

○区画整理課長（川畑 稔）それでは、所管事務説明の前に、現在の進捗状況等について建設水道委員会用説明資料を作成しましたので、配付してよろしいでしょうか。

○委員長（福田俊一郎）どうぞ。もう、配付してあります。

○区画整理課長（川畑 稔）ありがとうございます。済いません、配付させてください。

それでは、天辰第二土地区画整理事業の経過報

告について御説明申し上げます。

目的につきましては、前回の委員会でも御説明しましたが、天辰第一地区に引き続き川内川市街地改修に合わせ土地区画道路及び区画道路、公園道の公共施設の整備とともに宅地の利用増進を図り、合わせて公共公益的施設の計画的な誘致に努め、川内中央拠点地区都市地域、天辰拠点地区にふさわしい安全安心な居住環境と都市機能を備えた新市街地等を創出するというのが目的でございます。

計画の概要でございますが、現在区域面積約 51 ヘクタールで計画しています。地区内人口でございますが、平成 25 年の 4 月現在で 199 名でございます。計画人口につきましては、人口密度 1 ヘクタール当たり 46 名ということで、2,340 人で換算しております。地権者数が 211 名でございます。建物戸数 121 戸の 260 棟を予定しております。

集計結果でございますが、平成 26 年の 7 月の 24 日に住民説明会を国際交流センターで開催しております。参加人員でございますが、昼の部が 57 名、夜が 21 名ということで、計 78 名の方が参加しております。

主な意見でございますが、区域設定の考え方について御説明してほしいということで、区域設定につきましては一地区の段差解消、並びに川内川の改修、皿山の活用などについて御説明をしております。

事業内容でございますが、減歩率について御説明がありまして、一地区と同等の減歩をお願いしたいというようなことを含め、減歩率について御説明をしたところでございます。

それから、天辰第三地区の計画についても、今後二地区を進める中で三地区についても約 8 割程度事業ができた段階で、再度協議をさせていただきたいということで了承いただいております。

8 月の 28 日、地権者説明を開催しております。これにつきましては、昼間が 36 名、夜が 20 名参加しております。

主な意見につきましては、土地の利用変更につきまして、これにつきましては、現在の農地が宅地なのかというようなことで、各処分後の土地の利用状況等によって地目が変わるということで説明をさせていただいたところでございます。

それから、事業の早期着手についてということで、早期着手をお願いしたいというような形でございました。

その他、地区外になった方々の考え方について説明をしてほしいというような形がございまして、ここに出向きまして説明をしたところでございます。御理解をいただいております。

今後のスケジュールでございますが、平成26年9月の16日に都市計画公聴会を計画しておりましたが、9月9日締め切りの現在、公述人がいなかったことから中止というような形をとらせていただいております。

9月の下旬、都市計画案と環境影響評価の準備書、広告、縦覧を行う予定でございます。平成27年の2月、市、県、都市計画審議会に都市計画、都計の変更、評価書の付議をお願いしたいと思っております。

平成27年の3月下旬でございますが、土地計画決定、アセス評価書の告示、縦覧というような形で進めていきたいということで、現在、事務手続を行っております。

平成27年度でございますが、川内川公管金に伴う調査としまして、建物予備調査を27項程度でございますが、63棟でございますけれども、実施をしていきたいと、実施計画、事業計画作成も平成27年度で進めていきたいということでございます。

平成28年度でございますが、実施計画、事業計画の認可、換地設計等を地元と協議をしながら進めていく計画を立てております。

平成29年度仮換地指定、川内川公管金の協定、締結を行いたいということで進めております。

平成30年度より事業着手に入る予定で現在手続を進めているところでございます。

あくまでも計画ですので、状況によっては変更するということなどで御理解していただきたいと思っております。

裏面をお開きください。

事業費でございますが、基本設計につきましては、平成21年度基本計画を作成しております。

平成20年度時点では、事業費約89億円となっております。その後平成24年度に関係機関と協議を行い、基本設計の修正作業を行ったところ、事業費約100億となったところでございます。

今後、実施計画を進める中で、事業費の抑制に努めていくこととしております。

平成24年度の修正作業の主な内容でございますが、施行区域の変更ということで当初51.5ヘクタールから52.2ヘクタールとなっております。

2番目が都市計画道路の変更ということで、4路線2,390から新規で2路線ふやしまして、6路線3,130メートルとなっております。

3番目でございますが、環境アセスにより緑地公園の配置変更をしております。これにつきましては、希少種保護ということで、ムカゴサイシンでございます。ランの一種でございますけれども、保全するということから、公園等の配置を変えております。

あと4番目でございますが、物価の変動、消費税増税に伴う単価増しております、若干事業費が増大しております。

今後の流れであります、資金計画確定までの手続でございます。

地元説明会を踏まえ、施行区域、施行内容等を検討していきます。都市計画案を作成ということでございますが、平成24年度52.2ヘクタールから、現在50.9ヘクタールで検討を行っております。

都市計画決定で施行区域を確定でございますが、平成27年の3月に向け事務手続を現在行っております。

平成28年度でございますが、実施計画の承認、これは国でございます。事業計画の認可は県が行う予定でございます。

施行区域の補助事業、資金計画等の承認、認可を得る予定でございます。

平成29年度川内川河川公管金の協定締結ということになります。川内川改修に伴う用地、補償費負担金がこの時点で確定します。

平成27年度川内川改修に伴う建物の調査を行う予定でございまして、面積が約5万2,800平米が公管金の面積でございます。

次に実施に向けた財源の考え方でございますが、基本事業費、交付金以外の補助事業の活用により、市単独費の削減、負担削減を図りたいと思っております。

事業費削減を念頭においた造成、建物移転等の検討も今後換地設計の中で計画を進めていくこと

になります。

他事業との調整のため、河川公管金を効率的に充当していくというような形でございます。

そのほかでございますが、財源については企画政策課、財政課と協議を行い、実施中の事業や、実施予定事業を含め事業の選定を行い、全体的な調整を行いながら進めていくということで協議を進めているところでございます。

それでは区域含め、修正箇所について前の図面で御説明させていただきたいと思います。

[川畑課長が前方の図面に移動]

**○区画整理課長（川畑 稔）** 地元説明と地権者説明を行いました。図面を中心に御説明をさせていただきます。平成21年に51.5ヘクタールから、平成24年度の52.2ヘクタールということで、約0.7ヘクタール程度ふえたんですけれども、それにつきましては、この周辺の造成計画を見直しまして区域に入れなくてはならないということから、0.7ヘクタールほどふやしております。

それから、先ほど言いましたムカゴサイシン。ランの一種なんですけれども、当初はこの辺を公園に計画していたんですが、協議の中で保全をしなくちゃいけないということで、公園化と緑地をするということでこの周辺に公園等を変更しております。

それから、都市計画道路が1路線、2路線、3路線、4路線あったわけなんですけれども、新たに2路線を皿山通り線と、皿山循環通り線ということ、都市計画道路2路線ふやしているところでございます。

あと、面積が1.3ヘクタールほど減になったところにつきましては、当初一地区との境の本年度水田があるんですけれども、現在一地区との河川の改修でちょうど取りついているということから、この水田地帯を1.3ヘクタールほど減としております。

以上で説明を終わります。

**○委員長（福田俊一郎）** これより質疑に入ります。

御質疑願います。よろしいですか。

**○委員（小田原勇次郎）** この事業のいわゆる効果、もしくは、必要性の部分について、またもう一度再度確認をさせていただきたいというふうに。

要は、国が河川改修を大小路地区が終わった後

に、天辰側の河川改修に着手しようという意向があられるというふうに私は認識をしておるんですが、この河川改修に合わせた形で区画整理事業は、並進していかなければ、その河川改修っていうのは進まないのかっていうのをまず1点。

要するに河川改修の必須として区画整理事業がねばならないで進めていく事業であるのかっていうの確認です。そして、あとは、今現区域内人口は199人、それを計画人口として10倍の2,300人にふやしていくという計画の事業なんですけど、今、一地区のほうが終わられて、いろんな新たな宅地がいわゆる家が建っていった状況の中で、ここの計画の人口が増と、ここの地域が計画人口増という部分について十分に見込める事業計画であるのか。その計画実施後の後に、要するに固定資産税で要するにペイしていかなくやいけない事業ですから、そういう住宅が建って、そして十分にその採算を取っていける事業計画という認識であるのか、そこあたりをちょっと確認をさせていただきたいんですが。

**○建設部長（泊 正人）** それでは私のほうから、最初の河川改修の話ですが、河川改修を含めて、今回こういう地区の設定をさせていただいているのは、一地区が始まる前には大きく二地区、あるいは川内川に橋をかけてという大きな目標がありましたけれども。こういう社会情勢とか、財政的な条件もありまして、果たして二地区に入れるのか、入らないといけないのかという論議もする中で、どうしても再三話が出ております一地区と二地区の境の段差解消と、川内川沿いの河川改修については、しても今回最低限の事業として取り込まないといけないという判断はさせていただいてるところです。

ただ、河川事務所のほうからも今大小路地区が引堤でどんどん進んでおりますけれども、平成30年めどで向こうが完了をすると、そうすると川内川の河川計画なんかの中でどうしても天辰のここに入っていきたいというようなお話もございまして、今回一地区との境、河川側のそういう地区設定という形をさせていただいているところであります。

2番目については課長のほうが。

**○区画整理課長（川畑 稔）** 計画人口につきましては、人口密度

で指定しておりまして、現在天辰一地区につきましても、毎年90名程度人口がふえているということで、平成16年の11月の調査から、平成26年の4月の調査では、425名の人口がふえておることから、今後の整備の中で検討を進めていくような形になるということで、計画人口につきましてはそういうような形の算定根拠の中で進めているところでございます。

**○委員（小田原勇次郎）** 私もその事業の専門家ではないので、いわゆる事業としてのその技術の専門家ではないので、いわゆるインターネットであるとか、いろんな各種情報で今後の区画整理事業の動向、考え方っていうのをいろんなものからしか吸収しておらないんですが。そうした中で例えば最近の事業動向として、低成長期において、この事業っていう部分が今後区画整理事業と銘打ってするこの事業が果たして今のこの地方をいろんな財政状況、国の動向、いろんな部分の中で、そんだけの投資効果があるのかという部分は十分に検討していかなければ、当然、平成30年着手でまた10年以上かかる事業でありますから。最初の計画で事業縮小はされるとおっしゃるものの、100億の中で50億以上の一般財源をつぎ込まなきゃならないというこの事業が終わった時点で果たしてそんだけ居住人口を見込めるのか。そこらあたりやった方がいいが更地で残るというような状況等で、非常に事業効果っていう部分をどう算定しておるのかなという部分が非常に懸案事項としてあったもんですから、その確認であります。

第一地区はふえておるというのはわかります。ですから、第一地区は今管理されて非常にいい地域になったというふうに認識はしております。今度はさらにそれを第二、この前の意見交換会の中で第二が8割ぐらい終わった時点で、また第三地区の協議をというふうなお話がありましたが、これをどこまで事業として薩摩川内市として考えていくべきなのかという、そこらあたりの認識を新たにやはり一般財源を非常に投入しなければならない事業ですから、強く薩摩川内市としてそこに人口をふやしていきたいと。当然内部移転で当然空洞化を招かなければいいがなと。要するにそこに2,000人の居住人口を設けたときに、中心市街地等の空洞化、いろんな地域の空洞化という部分に波及しなければいいがなという、非常に懸念

を持ったところなんですけど、そこらあたりはどんなふうなお考えでしょうか。

**○建設部長（泊 正人）** 濟いけません、先ほどの質問のもう一つ、漏れておりましたけれども、段差解消と河川改修と、あと、浸水が懸念される場所がございますので、どうしてもほっておけない部分について走り出さないといけないだろうなというのは思っております。

それから、御指摘の50億ぐらいの市の単独費ってなっておりますけど、果たして、これが私が言うのもおかしいんですが、果たしてこれが本当にいけるのっちゅうのもございます。もちろん、ほかにも長寿命化だの、いろんななのっちゅうことでありまして、財政課、企画あたりとも何回か今もんでるところなんですけれども、この事業認可が平成28年に予定をしてるんですけど。あくまでもこの資料というのは今回は、この委員会だけにお出しした説明資料でありまして、どこまでこれに近い形でいけるのかというのも不安なところをもっております。

ただ、何回も申しますようにその効果のこともあるんですけども、ほっておけない部分、段差の部分、あるいは浸水する部分などを何とか解消するためにこういった形で動き出すことになってるということでございます。

**○委員（小田原勇次郎）** すぐにこれは今のところ計画でありますので、今部長がおっしゃったその問題を解決するという部分にスポットを当てた中でこれだけの面積で事業をしていかなければならないのか、これだけの予算を投じていかなければならないのか、そこらあたりを再考するというか、そこあたりの必要性っていうのは、特に今のところはないわけですか。

いわゆる問題解決のための最小限の事業に絞っていくというふうなお考えって、いわゆる方策はないもんですか。

**○区画整理課長（川畑 稔）** 今、部長が説明しました二地区の段差解消も当然なんですけど、一地区との段差解消も、国が示す10年間の事業の中で採択をされるわけですので。当然、今、国とも協議をしてましていろんな委員が説明される、いろんな問題点をクリアしないと都市計画決定は打てないというようなところと事業計画を今後進めていきますので。当然拠点地区ですので、いろん

な事業をそこに持って来て、導入して市有地がありますので、市有地の活用とか、そういうのをもう協議を進めながら、その採択基準に基づいてクリアするという形でありまして。うちの担当のものが国、県と協議をしまして、採択基準の考え方等も、河川の改修と段差解消は市の基本的な考え方なんです、国にとってみれば河川も改修しながら整備も進めていくと。そん中で市がこの第二地区を中心にどのような整備を進めていきながら活用するのかというような協議書も今後進めて詰めておりますので、でき次第また御説明させていただければというふうに考えております。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。ほかに。

○委員（上野一誠）基本的には、市の単独費が要するに措置できないと、なかなかこの事業はうまくいかない。財政フレームがやっぱりいろいろ問題になって、今の小田原委員が言ったように、果たしてこの事業がどこまで進められるかっていうのは、これから財政含めて、企画含めて、検討が必要だというふうに思っています。

ただ、まだまだ計画の段階という捉え方ではあるんですが、具体的に方向性で進めようとしてることには間違いはないというふうに思うんです。そうすると、担当部署だけがばんばん突っ走っていても、財政が伴わなければ、あるいは財政の支援がなければ、全く事が進まないんであって。そして、十分財政当局がどんな見解でいるかちょっと僕ら見えないので、打ち合わせはそれなりにされるんでしょうけど、ただ一番大事なのは、これは私の経験から、財政がおりやあ答えてください。答えられたら答えてください。次にあとで質問します。

○委員長（福田俊一郎）財政課いいですか。

○財政課長代理（横山 満）財政課長代理です。

第二地区の土地区画整理事業につきましては、庁舎内におきまして、実施することで決定されたということで判断をしているところでございます。

今後、交付税等が削減される中で、限られた中で財源を捻出しなければいけないわけですが、当該事業がどの程度で財源把握が可能であるか、また、現在実施中の事業や、実施予定事業を含め、事業選択して、全体的な調整を今後やっていかなければいけないということで認識しております。

以上です。

○委員（上野一誠）そこらが一番大事なところであって、結果的には説明会を入れましたよね、ここの報告あるように。これは私の経験から入来区画をやった経験からすると、最初にどういう説明をするかと。それによって要するに地域関係者はその説明のあり方によっても、前こう言ったじゃないかと、そして、言ったとおりになってないがねという、いろんな議論が出てきて、説明はものすごい慎重にせんにやいかんと思いますよ、これは、事業の説明は。

だから、課長が前面に説明していくんだろけれども、てげてげのことで、こうこうだっていう説明は、地域の誤解を招きます。ほんで我々議員というのは、あんた方一応このポイントで所管としての仕事をするけど、我々議員というのは、もう地域にいろんな人と関わっていきますので、その市の対応とか、そういうものは嫌ってというぐらい相談を受けるわけです。

そして、こう彼は言ったけども、そういうふうになってないじゃないかという苦情も聞かんにやいかん場合がこの事業に限らずいろんなことがあるわけです。そういう意味ではやはり説明をこれをどういうふうに正しく住民説明会をするかという意味では、説明会のあり方も十分誤解を招かないようにしとかなないと、今の部長の話でもまだまだこの一工区とのやはり段差解消とか、いろんなそういう部分は必要だからそういう点でやらんにやいかんというのを早々に言われる。

だから、そのことも含めて中身がまだ煮え詰まってない部分がいっぱいこれはあると思うわけ。100億という1つの大きな、市にとっても、これからいろんな建設部だけでもいろんな普通建設事業の30%削減も含めて、財政事情が厳しい中に、じゃあどう一財を持って来るかっていう意味では、非常にこれは住民の説明、理解を求める意味でも、慎重を期さにやいかんというふうに思います。

したがって、これ一つの案として僕ら受けとめるんですが、これから具体的に財政も含めて、中身を精査しながらでしょうから。やはり住民説明会の仕方、ほんで住民に誤解を招かんように、いい加減なことはもう説明しないと、しっかりと確認したことを言っていないと。これは後々やっ

ばり住民のこう言った、こう言わないとか、もうそういう意味ではしっかりと形がつくった段階で説明会もまた入れていかないと。ほんでこれは住民の理解ができないとなかなか人の財産、そして人の権利を侵していく事業ですから、一度始まったらこれ引き返しはできません。

人の家をうっごっわっしちよって、あとは知らんどじゃいかんわけですから、もうその辺はほかの事業とは法的に関わってくる部分であるのが都市計画ですから、区画整理だから、そういう意味では十分注意をしていただきたいというのが1点です。

それで、もう面積的には区域の52.2、これは一応確定というふうに見えていいのでしょうか。

**○区画整理課長（川畑 稔）** 済いません。裏面の2ページなんですけども、地元説明会を開催して、最終的に見出した面積が50.9ヘクタールということで、50.9ヘクタールで進めていくことになります。

**○建設部長（泊 正人）** 上野委員の最初のほうの地元への詳細な説明、そういうことにつきましては、先ほど財政課のほうからも答弁がございましたとおり、非常に重要な大きな課題でありますので、スタートを失敗できませんので、今後も企画、財政、あるいは議会の皆さんにも逐一状況報告をしながら、生の声でいろいろ協議をさせていただきたいと、またお知恵をいただきたいと思えます。

よろしくお願いします。

**○委員（上野一誠）** これ、委員会の責任というのを強く感じて、やっぱり議会全体として100億という一つの事業を今後進めていこうという一つの計画であるんですけど、委員会の捉え方も重く、やっぱり議論をしていかなきゃいけないと今から言うと、今部長が言ったように、やっぱり議会全体がこの事業に対する理解をできるような方向性をしっかりと当局は努めてもらうということが大事だと思うんです。

それで、川内川の河川公管金の問題ですけども、要するに公管金によってこの入る部分、面積どのくらいあるかわかりませんが、やはり公管金ではできるだけ交換対象になってるところを主体にしていけないと。いわば組みかえをやっていく、場合によってはこっちが整備されないとこの河川

の報償をした人たちが移れないからという一つの事業の財政の入れかえをかなりやると思うんです。そういう意味では、やっぱり対象になるところは、対象になるやっぱり使い方をされないと、好ましい、事業の進め方ではないというふうに思うので、そこらの公管金も大体どのくらいこの中で、大体19億くらいなのかな、来ると思うんですが、いろいろとそういう意味では事業の進め方についても十分配慮が必要かなと思います。何か御意見があったら。

**○建設部長（泊 正人）** 今のところ、公管金の対象面積が5万2,800、5.3ヘクタールほどのようです。今御指摘があったとおり、公管金は来たが、資材はないというようなときに、そういう、振りかえとか、そういうのも非常に難しいだろうと思う想像がされますので。十分その辺工事発注、あるいは移転補償につきましても動き出したら、そこら辺を、動き出す前からなんでしようけれども、そういう換地計画、移転計画なんかにについても十分に慎重に詰めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

**○委員（上野一誠）** ちょっと、この言葉尻を取るんじゃないけど、この2ページの資料に、基本事業費交付金以外の補助事業の活用により、市単独費の負担軽減と書いてあるでしょう。これ表現、やっぱりおかしいですよ。市単独の負担軽減ということじゃなくて、やっぱりあたかも市の単独は負担をしてないよという表現はおかしいです。

市は、市の単独で半分、50億ばかり使うわけなので、むしろ事業費の補助事業の活用をするとか、何とかそういう表現にしないとこの財源調整という見方の捉え方は、現に50億ぐらい使うという捉え方からすると、軽減という表現がおかしいのかどうかを僕は少し疑義があります。

**○委員長（福田俊一郎）** 意見で。

**○委員（上野一誠）** 何か考えがあったら。

**○建設部長（泊 正人）** 今回、委員会の資料なんだろうけれども、今後のいろんなところに出すそういう文書、協議用の資料等につきましても、そういういろんな面で配慮していきたいと思えます。

**○委員（上野一誠）** やっぱり地域は、持原議員が一番身近な地域ですので、いろんなことも聞かれると思うので、やっぱり地域の声をしっかりと

挙げながら、そして最初に申し上げたとおり御意見、要望でいいですが、地元が誤解をしない説明をやっぱりやると、的確な説明をしていくということをしていただかないと。決まってもないものを先んじて、ばーばーばーばー一発信していくと、地域は余計困惑するし、市はこう言ったじゃないかというようなことも出てくるので、十分そこあたりも事業を確定していくに当たって、一応努力といえますか、そういう方向を、これ意見、要望として申し上げときたいと思います。

○委員長（福田俊一郎）はい、意見、要望であります。

○委員（持原秀行）お世話になります。

今、現在一工区をやっております。その中で、御多分に漏れずこの天辰地区っていうところも、少子高齢化が進んでおる地域だったんですが、そういう意味で、地権者の皆さん方は、昔は田んぼをつくりよった、畑もつくりよったんですが、高齡化してつくれなくなったんです。その中で、こういう区画整理事業が始まり、そしてまた後継者となる子どもが帰って来ない、こういう中で子どもとも相談をして手放すと。今どんどん家が建ってきまして、もう地域以外の方たちがほとんど土地を買われて、あいたところには入ってきて、今活気づいて平佐西小学校校区の児童数も平成32年でピークが、まだそれがさらに先に延びてますよね。

そういう意味からすると、第二工区についても使用できない今の状況では、もうほとんど使えない土地が多いんですよ。これ非常に期待してるところが大であります。二工区の方、一工区もそうですけれども、市のまちづくりに地域貢献をすごくやってるんだという自負は持ってます。

そういう意味では、やはり一工区と二工区の段差相性もありましたけれども、実は一工区の境のところできしっとできてないところで、二工区ができないと土地を使えないという方もいるんです。そのまま、もう20年くらい置かれてるんです。そういうところの人からすればとにかく二工区早くやって、土地を返してくださいよ。使えるようにしてくださいよという気持ちはすごく持っているということを認識しとってください。

それと、先ほど部長の答弁の中では、地域の説明会の中においては、二工区は今度こういう区画

でやるが、三工区についてもその中で経緯をみて、中間年に入ったときには事業計画をもって、示していきたいという説明をされましたよね。そういう意味からすると、先ほどの部長の答弁では、三地区は実施は難しいんじゃないかなという捉え方をするんです。というのが今のこの図面を見ますと、二工区をやって、あるいは今一工区をやっている境の道路は、工事をしないと通れないんです。

この二工区もですよ。三工区をやらないと使い道ならんとです。ですから、三工区になったときの公管金、あんまりないですよ。

ですから、財政的なことを言えばそうでしょうけれども、そういったような例えば今の税収はどれだけふえたのか、こういうのもしっかりと出させていただいて、従前と今の状況、どんなふうに動いているのか、人がどれだけ住みついて、その方たちが市外から来られた方の市民税なり、固定資産税なり、そういうのをしっかりと私は提示して、こういう効果があるんですよということは、当局としてもちょっと言ってもらいたいというふうに思います。

確かに、この区画を決定するにおいては、その境のところの人たちは非常に不安感をお持ちだと思います。今でも住民の皆さんが区画整理に来たらきちっと説明されているようですけども、そういう不安感をなくすためにもいろんな申し出があったときには、出前講座なり、するなり、そういう努力を今後一層していただいて不安感を取り除く努力をぜひしていただきたいと思いますので、これも要望しておきます。

○委員長（福田俊一郎）意見、要望であります。

○区画整理課長（川畑 稔）今、持原委員の言われましたとおり、事務局としましても今後ぜひその辺も費用対効果の中で十分調べていきたいと。それから出前講座につきましても、現実に地権者と今回の区域の設定についても、職員のほうも何回となく行って説明して区域の設定を理解していただいたということで、全体がわからないと非常に不安がられますので。地元のほうにも市と一体となったまちづくりというような観点から、ぜひ相談してくださいというような形でやっておりますので。今後とも持原委員の言われるような形と、また意見をいただきながら前向きに二地区がいい

形で事業着手ができるように進めていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

○委員長（福田俊一郎）ほかにありませんか。  
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）以上で区画整理課を終わります。御苦労さまでした。

---

△入来区画整理推進室の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、入来区画整理推進室の審査に入ります。

---

△議案第90号 平成26年度薩摩川内市  
入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計  
補正予算

○委員長（福田俊一郎）それでは、議案第90号平成26年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（堀ノ内美年）議案第90号平成26年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算について、御説明いたします。

補正予算の内容について、歳出のほうから説明いたしますので、115ページをお願いいたします。

1款1項1目土地区画事業費において、6,080万7,000円を増額するものでございます。主に国庫補助金の内示増に伴い、委託料、補償金の増額を行うものでございます。

次に、116ページでございます。

2款1項1目元金は借り入れ条件の確定により、長期償還元金954万6,000円を減額するものであります。

2目利子は、元金と同様57万7,000円を減額するものであります。

次に歳入について説明いたしますので前に戻しまして、111ページをお願いいたします。

3款1項1目国庫補助金は内示増によるものでございます。

次に112ページでございます。

4款1項1目一般会計繰入金は、国庫補助金の内示増、公債費の減額に伴う財源調整でございま

す。

次に113ページでございます。

5款1項1目繰越金は前年度決算剰余金の確定に伴い、繰越金を計上するものであります。

次に114ページでございます。

7款1項1目土地区画整理事業債は、国庫補助金の内示増に伴うものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）これより質疑に入ります。

御質疑願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。  
これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。  
これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、審査を一時中止してありました議案第85号一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（堀ノ内美年）議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、入来区画整理推進室に係る一般会計補正予算の歳出について説明いたします。

45ページをお願いいたします。

8款5項3目土地区画整理費におきまして、入来区画整理推進室分として363万8,000円の減額をお願いしております。これにつきましては、繰出金でございまして、国庫補助金内示増、それから公債費減に伴いまして財源を調整したものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）これより質疑に入ります。



す。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

ここで、議案第 85 号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（上野一誠）大分、事業ベースで 70 から進捗が来てるのかなと思いますけど。一応今、天辰第二工区の問題が議論がされて、入来も第二工区というのがあるんですが、今一工区が終わると、非常に二工区との段差解消というか、そういう部分が工事の関わりから非常に対応しなきゃいけない部分だと思うんですが。あわせてその二工区との関わりを事業が進捗していくに当たってどうしても今部長がさっき申し上げたように、一工区と二工区の間、それを天辰の話をさっきされたけども、似たような形に入来の場合も事業の流れから言うとなると思うんです。

どういうふうに思いですかね。

○入来区画整理推進室長（堀ノ内美年）現時点におきましての進捗は委員がおっしゃいましたように 67%、おおむね 3 分の 2 強でございます。二地区との調整でございますが、現時点においては私どもとしましては、現在の地区を集中して先に推進していくということに全力を挙げたいというふうに考えております。

よって、いわゆる他地区、隣接地区につきましての検討は、来年度、平成 27 年度からあらゆる角度から検討してまいりたいというふうに考えておりますので、現時点では、どういう問題があるのかという整理をしつつ、そのような考えで進めていきたいと思っております。

○委員（上野一誠）室長が言うように、現在のを集中してやるというのは当たり前のことで、それはわかりすぎだけど。要するに今河川の公管金

あたりも、まったく生かしてない部分があるので、そういうことの含めるとどうしてもやっぱり年次の計画はある程度つくっておかないとやっぱりいけないというふうに思うので、そこも一応議会の声として、委員会の声として、一つ申し上げておかないとやっぱりいかなんと思ったから、天辰のそれがちょっと出ましたので、一応確認で申し上げます。

これまでの経緯も含めて十分精査して方向性を出していただくと、これまで住民説明会もするのでそこらを含めて精査していただきたい。

○入来区画整理推進室長（堀ノ内美年）今、現在の地区においてもいろいろ問題も残されております。河川公管金の問題もしかりでございますが、これは非常に形状的に難しい地区でございますので、換地計画にいろんな問題が生じたようでございます。それらの反省を踏まえ、今後については今委員がおっしゃいましたようにいろんな角度からやっぱり検証して検討してまいります。

以上です。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で入来区画整理推進室を終わります。御苦労さまでした。

---

△建築住宅課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、建築住宅課の審査に入ります。

---

△議案第 85 号 平成 26 年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）それでは、審査を一時中止してありました議案第 85 号一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建築住宅課長（今井裕介）それでは建築住宅課の議案番号第 85 号平成 26 年度薩摩川内市一般会計補正予算について御説明いたします。

予算に関する説明書 46 ページをお開きください。

8 款 6 項 1 目住宅管理費は、893 万

6,000円の増額でございます。詳細は2節給料が527万3,000円、3節職員手当が181万7,000円、4節共済費が184万6,000円の増でございます。これは、人事異動に伴う職員給与の調整等が主な理由でございます。

よろしく御審査賜りますよう、お願い申し上げます。

**○委員長（福田俊一郎）** 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。

ここで、議案第85号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（福田俊一郎）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告ありませんか。

**○建築住宅課長（今井裕介）** 所管事務調査につきまして、今回建築住宅課は、がけ地近接等危険住宅移転促進事業の今までの進捗状況と、先ほど建設維持課で説明のありました土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンにおける建築制限、それと災害危険区域の建築制限の3件について御報告したいと考えております。

まず、最初にがけ地近接等危険住宅移転促進事業について、御説明いたします。

委員会資料の6ページをお開きください。

この事業は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域に建っている危険住宅を、安全な場所に移転してもらうことを目的にしております。危険住宅の除去につきましては、その費用に対して実費の補助を。土地の取得、造成及び建物の建設費につきましては、こちらは金融機関からの借入金に対する利息を対象としております。

対象となる住宅と補助金額につきましては、資料の中ほどをごらんください。

対象は、イ、急傾斜地崩壊地域にある住宅、ロ、昭和46年9月から施行された鹿児島県建築基準法施行条例で定められた基本的に高さが2メートルを超え、勾配が30度を超える崖に近接する住宅、それから、ハ、土砂災害特別警戒区域にある

居住中の住宅などが対象となるものでございます。

補助金額は、除却費が80万2,000円、建物建築費が457万円、土地取得費が206万円、敷地造成費が59万7,000円で、最大802万9,000円の補助が受けられるという事業でございます。

この補助金の負担につきましては、国費が2分の1、県費と市費がそれぞれ4分の1ずつとなっております。

この移転事業の実績は、平成15年度以前が854戸、それ以降30戸を実施しているところでございます。

この事業のPRにつきましては、毎年5月に広報薩摩川内のトピックスに補助事業の詳細を掲載するとともに、平成25年8月には災害調査で危険住宅として防災安全課が把握している住宅——これがおおよそ3,240戸ほどございます——この中から、危険度が高いと分類されている571戸に対して、同事業の希望調査のアンケートを実施したところでございます。

ことは同様のアンケート調査を次の危険度のランクの方々に対して今月末をめどに実施する予定でございます。

また、建築士会などの関係団体に対しましては、機会あるごとに講習会等でこの事業のPRを行っているところでございます。

続きまして、委員会資料7ページをお開きください。

土砂災害特別警戒区域内における建築制限について御説明いたします。

土砂災害特別警戒区域は平成13年4月施行の土砂災害防止法により定められたものでございます。土砂災害のおそれのある区域は、警戒避難体制の強化など、ソフト的整備を図ることで対応する。通常イエローゾーンと呼ばれる土砂災害警戒区域と、その中でも特に著しい被害が生じるおそれがあるとして、砂防工事や地滑り防止工事などのハード的な対策を必要とするレッドゾーンがありますが、俗に言うレッドゾーンが土砂災害特別警戒区域として住宅等の新規立地の抑制が課せられる地域でございます。

この土砂災害特別警戒区域は、順次県が指定しております。平成26年4月8日現在で、県内5,202カ所、本市では663カ所が指定されて

るところでございます。

具体的にこのレッドゾーン内に建物を建築する場合には、まず最初に建築主は工事着工する前に県の砂防担当課に照会する必要があります。県の砂防担当課はその照会を受けまして、急傾斜地や土石流の情報を建築主に回答いたします。建築主はその情報をもとに、建築確認申請を提出することになります。

土砂災害特別警戒区域内に建築する場合には、建物の構造について規制がかかりますので、その規制を満たしてるかどうか、審査が必ず必要になります。

建築確認申請が義務づけられている都市計画区域であれば、通常の確認申請の審査の中で審査できますが、工事届けの提出だけで済む、都市計画区域外の場合には、別途この地区に建てる場合には、建築確認申請の提出が必要となるわけでございます。

建築住宅課といたしましては、この土砂災害特別警戒区域における建築規制を有効なものにしていくために、市民の皆様にご広報を行うとともに、実際に建物の建築を担当される建築業者や設計者の方々への広報も大切であると判断しておりまして、平成24年4月に建築業者や設計事務所の団体に対しまして、土砂災害特別警戒区域とそれに伴う建築規制について説明会を実施したところでございます。

なお、現在までに土砂災害特別警戒区域内に建築するとして、建築確認申請が提出された実績はありません。

続きまして委員会資料8ページをお開きください。

災害危険区域内の建築制限について御説明申し上げます。

災害危険区域は、平成18年の洪水により川内川激甚災害対策特別緊急事業によりまして、久住町久住地区、東郷町南瀬下地区、東郷町司野地区の3カ所に輪中堤が完成したことに伴いまして、建築基準法第39条の規定に基づき、平成23年7月8日、条例第26号として薩摩川内市災害危険区域に関する条例を制定するとともに、同年7月29日に告示第608号として区域の指定を実施したものでございます。

8ページの下段の地図をごらんください。ピン

クの網かけがされた地域が該当地区でございます。該当面積が3地区で、合わせて44.1ヘクタールでございます。

この災害危険区域内の規制の内容は、基本的に区域内には居住室を有する建物の建築を禁止するものでございます。ただし、示されております危険水位以上に敷地を大幅に盛り土した場合につきましては、建築が認められます。

また、危険水位以下の主要構造部分を鉄骨、または鉄筋コンクリート造の丈夫な構造でつくった建物で、危険水位以下になる部分に常時人が使用する居住室を有しない場合につきましても、市長の認定を受け、建築することができるとなっております。

これらにつきましても、地元説明会を開催するとともに、平成24年にはその指定範囲を表示しました注意看板をそれぞれの地区に設置したところでございます。なお、今現在まで市長の認定を受ける実績はございません。

最後になりますが、資料はございませんが、アンケート説明会を実施いたしましたので、それについて御報告いたします。

これは、さきの6月議会本会議におきまして、下園議員から川北地区に借り上げ型市営住宅を考えないのかとの質問に対し、希望業者を把握するためのアンケートを8月をめどに実施すると答弁しておりましたので、去る8月29日川内文化ホールにおきまして、川北、大小路地区借り上げ型市営住宅整備事業、事業可能性調査の説明会を開催したところでございます。

この説明会は、将来大小路地区に24年10月から供用開始しております横馬場市営住宅と同様の借り上げ型市営住宅を計画した場合に、この事業に対して興味を示される方がいらっしゃるかどうかを確認するために、市といたしまして、40戸程度の住宅を必要としている。

借り上げ期間につきましては、20年間を想定している等の計画の概要を説明し、それらについてアンケートで回答していただくために開催したものであります。

当日は、8団体13名の参加があり、説明会以降、2団体から紹介と資料請求がありました。

以上で、所管事務の報告を終わります。

○委員長（福田俊一郎） それでは質疑に入りま

す。

御質疑願います。

○委員（大田黒 博）先ほど維持課でも質問をしたんですが、7ページの土砂災害特別警戒区域内における建築の一覧表といえますか、これは、レッドゾーンの前の危険箇所ということで、この祁答院が大分多いんですが、東郷1、これは何でこんな数字が出てるんでしょうかね。

以前から挙がってきた分がそうなのか、それと、その課長言われたレッドゾーンは、この中での把握はこれからなんですか、もう既にされてるんでしょうけれども、場所はわかりますか。

何カ所か数字。

○建築住宅課長（今井裕介）これにつきましては、指定の範囲ということで、県のほうが指定されてる数が今これだけということでございます。ですから、先ほどの説明でもありましたとおりに、まだ東郷、川内のほうについては、調査が済んでいないために、数が挙がってきてないと、そのようなことでございます。

以上です。

○建設部長（泊 正人）これはレッドゾーンです。特別警戒区域ですから。

○委員（大田黒 博）そうなんですか。私が確認したんですけど、この中でコンサルを含めて説明会が終わってるのがこういう数字ですと。この中でレッドゾーンなるものがあるんですが、それは今から説明をしますというようなのを聞いたんですが、どういう意味なんでしょうか。

○建設部長（泊 正人）まだ、終わってないところを、今後コンサルを入れていくつちゅう、祁答院地区は、ほぼ終わってて343つちゅうのが出てると。

これは航空写真とか地形図を使って等高線などで決め込んでいくので、簡単な現地調査はするんですけど、そういうことで決め込まれている分です。

○委員長（福田俊一郎）ほかの進捗率とか大体わかりますか。どれくらい。

○建設部長（泊 正人）薩摩川内市で46%ほどですから、まだ東郷、樋脇、旧川内地域は今後になります。どんどん、ぐーっとふえていきます。

○委員（大田黒 博）わかりました。東郷とかはまだ終わってないわけですね。祁答院地区がこ

れがレッドゾーンなんですね。この方々にその説明は、維持課でも言ったんですが危険ですよ。その中での周知徹底、いわゆる今後災害があったときにそういう地区なんですがレッド地区なんですが、周知はどうしてされてるのか、その経緯、あるいはこれからの経緯。

○建設部長（泊 正人）これにつきましては、防災安全課と建設維持課が県に同行して、私も行ったんですけど。午前中話しましたとおり、説明会をしますって言っても少ない出席者だったり、その後、支所と県と本庁にその冊子がございます。その辺につきましては、広報紙などで周知はあるんですけども、恐らく、ここには一番心配されてるような状況だと思いますので、午前中申し上げましたとおり、再度いろんな形でこの広島を機会に周知を徹底していこうということです。

○委員（大田黒 博）ちょっと勉強不足で。わかりました、それであれば、このレッドゾーン、わかってる範囲で、説明されますよね。どの地区つちゅうのは図面である程度出てるんですか、祁答院地区あたりは。それだったらそういう図面をもしよかったらいただけないのかなと思って。

○建設部長（泊 正人）図面で、全体図でもありますし、ここにページごとに入ってますので、それは支所に常設してあります。

○委員（大田黒 博）その確認をして把握すりゃいいつちゅうことですね。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。ほかに。

○委員（上野一誠）ちょっと今の説明とは別問題で、今市営住宅、川内地域の関係は、一応指定管理で入居の関係はしてます。そして郡部は一応支所職員が対応してるのが現実だと思うんですが。市営住宅の環境という意味から言うと、仮に具体的に言うと周りに草が生えてるどうかとか、そういう環境の確認というか、それはどんなふうにしちよやとですか。

○建築住宅課長（今井裕介）市営住宅の管理につきましては、今、二つの方法に分かれております。私ども本庁の部分につきましては指定管理ということで、そちらのほうは周りの草の状況等につきましても、判断して実施しております。

それから、支所につきましては、今のところ直営という形になっておりますので、支所の担当の

ほうで現地を確認しながら順次、除草等も行う形になってるところでございます。

これにつきまして、将来の市営住宅の管理方法を今の形でいいのかという問題が出てきておりますので。現在、ちょうど私どもは将来の市営住宅の管理方法についてどうしたらいいかの今検討を支所を含めて一緒になりながら検討している方向でございます。将来的には指定管理の方向に持っていきたいというふうに今、考えているところでございます。

以上です。

**○委員（上野一誠）** 個人とか、アパート経営主とかっちゅうのは自分が持ちもんだから、やっぱり責任ある、やっぱり住んでもらうという環境をしっかりと作り上げられると思うんです。課長、一度、今度雇用促進を市が買われたんですが、あれ一度見てみられませんか。

本当に公募をかけている住宅か、8月から入るように、何人か入ってんですけど。あれは本当に一度見られたほうがいいですよ。見ちょいやつですか。

**○建築住宅課長（今井裕介）** 私自身は、雇用促進住宅の支援機構のほう、当時の持ち主はもう支援機構のほうになっておりましたので、そちらの担当の方と修繕の前、それから修繕が済んだ後の確認と一緒に回っております。ですから各部屋階段を上がりおりしながら見たところでございます。

御指摘のお話の中に、多分、周りの敷地の除草の話が入っているのかもしれませんが。ちょうどそのときにはまだ草が刈り取ったばかりの状態で、気づいておりませんでした。現在の状況は見ておりませんので、また大至急現場を確認をして今後の対応をとりたいと考えております。

以上です。

**○委員（上野一誠）** 支援機構との協議はもう大分になると思うんですが、それからするとやっぱり入居を公募していくという面からすると、僕らにや考えられない状況です。どうぞここへ住んでくださいと、公募をしていく状況にはないと思います。

それは地域住民がもう今ブーイングが起きてますので、やっぱり一度見られたらいいです。委員会でも本当調査したらどうだっちゅうぐらい、本当ひどいもんですよ、草ぼうぼうで。草ぼうぼう

ですよ。だから、やっぱりそれはそこに人が済んでるんだらうかっていう状況にはないです。それは十分、今後、これに限らず、まだほかにも市営住宅の中でそういうとこいっぱいあるんです。僕は担当に言うが、言ったときはやるんです、言ったときはやるけども、やっぱりちょこっと時間がおくと、何ていうのかやらない。ほんでやっぱりまだそこは、自治会形成が前みたいにでき上がってないので、やっぱりそこをどういうふうにお願ひしていくかということもまだされてないので、やっぱり今後そこらも含めて議論する必要があると思うんだけど。現実的には統括する本庁の中では、支所にしっかりと身を置きながら、そして指示しながら完了してるということでありやあ、それはぜひひとつお金をもらってやる住宅としては、余りにもずさんな状況ですので、ぜひこれは今後の管理運営も含めた中でほかにもあるかもしれません。ほかの地域も、やっぱり目を、視線をしっかりとそこに置いとくというのは必要ですので、ぜひ多分、何日か後にはきれいになってるというふうに思いますけれど、とりあえず一つは御指摘もしておきます。

**○建築住宅課長（今井裕介）** 本当、草の生え方、考えてみれば、市営住宅につきましては入居者の方の保管義務というのがあって、一つは自分たちである程度の草払いはすると、そしてから高木の剪定等は市のほうがするというふうになっておりました。考えてみりやあ、あその場合はほとんど空き家になっておりまして、自分たちで除草されることがなかったために、今入居始めのときに草がいっぱい生えてたというところがございましたので、これはもう私どものほうの保管義務の考え方が入居者がいらっしやらないのに要求してもできない話でしたので、これは大至急対応させていただきたいと思います。

それから、合わせて、雇用促進住宅の今の入居状況です。一応、勝目のほうにつきましては、募集に対しまして、27の応募がありまして、今35世帯が入居いただいております。立山につきましては、7世帯の応募がございまして、今26世帯がほかの住宅からの移転も含めて入居されてるということを御報告いたします。

以上です。

**○委員長（福田俊一郎）** ほかにありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で建築住宅課を終わります。御苦労さまでした。

---

△用地課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、用地課の審査を行います。

---

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）それでは、審査を一時中止してありました議案第85号一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○用地課長（植村 豊）それでは御説明いたします。

予算説明書21ページをお開きください。

2款1項13目地籍調査費でございますが、補正額が1,665万8,000円の減額補正を計上しております。内容的には、4月の人事異動に伴う、地籍調査事務費と用地管理事務費の給与等を補正しようとするものでございます。よろしくお願ひします。

○委員長（福田俊一郎）これより質疑に入ります。

御質疑願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分について質疑が全て終了いたしました。

それでは、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと

決定いたしました。

---

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告ありませんか。

○用地課長（植村 豊）皆さんのお手元に資料はございません。

4月から7月までの用地事務の関係を御報告いたします。

全体で、3,213筆ほど処理をしております。これにつきましては、例年の半分ぐらいの件数がきてるというふうに御理解いただければいいんですが、そのうち大多数を占めますのは、旧市町村名から薩摩川内市に名義変更する継承案件が2,727件でございます。

その他としては、道路整備事業の事前調査としての所有権相続調査が96件、未登記の所有権移転等が73筆、地目変更37筆、所有権移転の関係が36筆ほどです。いつも皆さん方に御報告をします未登記関係が現段階で73筆ほどあるんですが、例年200筆から100筆ほどをやっている中で、ことしも割と頑張っているのかなという気がします。やはりここに来て相続権者がかなり多いものとか、中には行き方知れずとか、尋ねられないケース、それからごくわずかでございますが、金銭的な要求をされて、それが先に進めないというケース等がある、こういう数字でございますが、後半も頑張ってできるだけ未登記を少なくしていきたいということで考えております。

非常に簡単ですが、これで報告を終わります。

○委員長（福田俊一郎）当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、用地課を終わります。御苦労さまでした。

---

△委員会報告書の取扱い

○委員長（福田俊一郎）以上で日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては委員長に御一任いただくことに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議なしと認めます。  
よって、そのように取り扱います。

---

△閉 会

○委員長（福田俊一郎）以上で建設水道委員会  
を閉会いたします。御協力大変ありがとうございました。  
御苦勞さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会建設水道委員会  
委員長 福田 俊一郎